

町長挨拶



和辻哲郎氏によれば「風土が人間に影響する」そうです。そもそも、風土とはその土地・土地の自然に制約されるものですが、自然はその土地の農村漁村のあり方を決め、結果として、産業・職業をも規定し、さらには生活・文化をも規定するともいえるのです。そして、その生活風土・文化風土が人間形成に影響するというふうに考えられるのですが、自然からはじまる一連の流れが風土ですから、風土が人間に影響するという冒頭の概念が生まれるのでしょうか。

日本という国は多様な風土を持つが故に、異なる地域文化を生み、日本人の多様性の要因になっていると考えられないでしょうか。しかし、この多様な風土が、地域の歴史や自然とは関係のない全国一律の様相を呈してきたのです。これをファストフードにたとえ、ファスト風土化する日本として問題視されています。

「わび」「さび」といった概念を生み出した民族は世界でも日本人ぐらいのもので、そういう類いまれな感性はまさに日本の風土が生んだ傑作(奇跡)と言っても良いと思います。

風土に占める景観のウェイトは大きく、景観が私たちを作っていると言ってもあながち間違いではありません。口から食物を摂取することで身体を維持しているわれわれは良くも悪くもその食物の影響を受けているのと同様に、目から多くその意識を形成し感性が磨かれている以上、私たちを取りまく環境(空間)は非常に大切です。そして、感性が豊かになるということはさらに人生を豊かにしてくれると考えられます。

「スケッチに残してほしい風景がある　ふるさと風景ノート」という中之条町景観計画のテーマは美しい町にすむことに幸せを感じ、愛着と誇りを持てる地域にするため、町民の皆様一人一人のご理解とご協力が重要であり、その意識と行動が私たちの人間性をも豊かにするための一歩でもあるのです。

結びに、この計画が景観計画策定委員のみなさまのご尽力により策定できましたことを心から感謝申し上げ、挨拶と致します。

中之条町長

内島 道隆

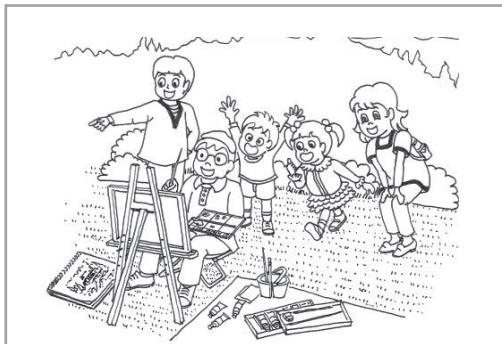
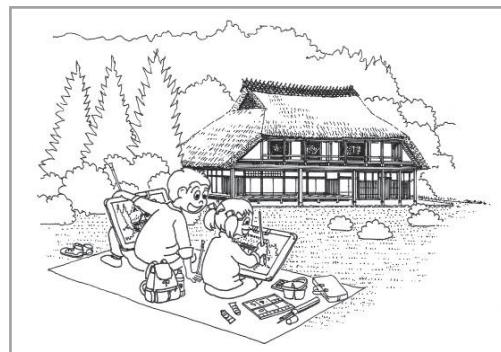
目 次

1. 景観形成の基本的な考え方	01
1-1 景観形成の目標及び理念	01
1-2 ふるさとの風景を捉える視点	02
1-3 町民への啓発	03
1-4 景観形成の実現に向けて	04
2. 中之条町の景観特性	06
2-1 景観要素の類型化	06
2-2 山並自然景観	08
2-3 農村景観	09
2-4 水辺景観	10
2-5 街道景観	11
2-6 歴史文化景観	12
2-7 にぎわい景観	13
2-8 中之条町の景観特性図	14
3. 景観計画の区域	15
3-1 中之条町景観計画区域	15
3-2 景観形成重点区域	16
3-3 景観形成重点区域【候補地区】の選定とその指定方針	25
4. 良好的な景観形成に関する方針	26
4-1 景観形成のルール	26
4-2 目指すべき理想の景観「ふるさと風景ノート」	28
5. 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項	35
5-1 届出対象行為基準	35
5-2 景観形成基準	40
6. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	74
6-1 景観重要建造物の指定の方針	74
6-2 景観重要樹木の指定の方針	75
7. 良好的な景観形成に必要な事項	76
7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針	76

1. 景観形成の基本的な考え方

1-1 景観形成の目標及び理念

町全体には、様々な景観が散りばめられているが、これらの景観は町民の足もとから広がっており、そこに各人の思いが入り込むことで1つの風景が構成される。足もとで広がる景観をふるさとの原点として捉えながら、その景観を様々な人の記憶に留め、スケッチしたくなるような風景を積み重ねることで、美しいまちに住む幸せを感じ、愛着と誇りを感じるふるさとの景観づくりを目指す。



なお、「ふるさとの風景」を描くためには、様々な場面に見られる景観を町民とともに協力しながら育むことが必要であり、目指すべき理想の景観を「ふるさと風景ノート」に描き、景観形成に際する将来像を共有しながら、各地域の文化や特長を活かした景観形成を進めていく。

景観形成の理念

スケッチに残して欲しい風景がある

「ふるさと風景ノート」

景観形成の目標

美しいまちに住む幸せを感じ 愛着と誇りの景観づくり

「ふるさとの風景」を構成する要素

- ◇風 土(自然、地形、河川、棚田、四季、… 等)
- ◇歴 史(集落地、中心市街地、街道、歴史資産、… 等)
- ◇文 化(祭り、神事、中之条ビエンナーレ、伝統、… 等)
- ◇産 業(商工業、農業、養蚕業、観光、… 等)
- ◇生 活(営み、出会い、交流、コミュニティ、… 等)

1-2 ふるさとの風景を捉える視点

ふるさとの風景を育むことで、中之条町らしさを形成するための基本的な考え方として、以下の5つの視点を大切にする。

「気付く、再認識する」視点

◇自分たちの身の回りに当たり前に広がる風景の素晴らしさに気付く。

「守る、つなげる」視点

◇これまでに先人が築き上げた「ふるさとの風景」を担う景観を保全し、次世代に継承する。

「直す、修復する」視点

◇人口減少、少子高齢化に起因する空き家、耕作放棄地等の手当てを行う。

「進化、発展させる」視点

◇継承されてきた風景や手当てされて蘇った景観をさらに発展させる。

「協力する、知恵を出す」視点

◇町民、観光客、中之条町に関わるすべての人が協力し、知恵を出しながら風景を描く。



「守る、つなげる」視点【例:赤岩伝統的建造物群保存地区】



「直す、修復する」視点【例:伊参スタジオ公園】



「進化、発展させる」視点【例:四万温泉】



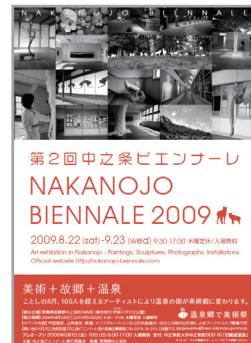
「協力する、知恵を出す」視点【例:中之条駅】

1-3 町民への啓発

中之条町では、景観に関する取組みが、以下のように町民との協働により実施されている。

中之条ビエンナーレの活動

2年に1度、アーティスト主導で行われる大規模アートイベントとして、四万・沢渡温泉郷をはじめとして古い木造校舎や商店街など、町中のいたるところを里山ふるさと美術館に変える取組みが行われている。訪れた人や作品を出展するアーティストに対して、中之条町をアピールする良い機会であるとともに、中央商店街、温泉地、景観資源のそれぞれをつなぐ役割を担っていることから、中之条ビエンナーレをきっかけとした景観形成への取組みや地域の活性化が期待される。



中之条町ふるさと交流センター「つむじ」

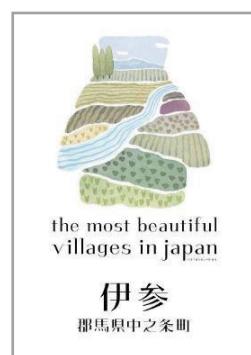
地域住民が気軽に立ち寄れ、観光客などの来訪が期待できる縁側的施設として、文化遺産等の情報発信、商店街の活性化を目的とする中之条町ふるさと交流センター「つむじ」が王子原地区に立地している。この施設を拠点として、「賑わいと魅力あるふるさとづくり」について、全国及び世界に中之条町の「ふるさとの風景」を発信する。

上信越高原国立公園の許可、届出を要する四万温泉地区

国立公園の中では、建物を建てたり、木を切ったりするなど、自然の風景を変えるような行為は「自然公園法」で規制されている。上信越高原国立公園では、すべての許可、届出事務は国【環境省万座自然保護官事務所】が行うこととされており、地域の実情に応じた画一的なルールの運用を図るために、四万温泉地区では国立公園管理計画書に基づき、許可及び届出がなされている。

いさま
日本で最も美しい村連合に加盟した伊参地区

農山村の景観や文化を守ることで、地域の発展を目指しているNPO法人「日本で最も美しい村連合」に、伊参地区が2009年10月6日に加盟した。伊参地区では、養蚕業が盛んであったことから、国指定文化財に指定されている富沢家住宅が世界遺産の暫定リストに登録されているほか、全国で唯一の重要無形文化財のお茶講が体験できる。これらの景観や自然環境をはじめとした地域資源を、人々とともに未来に残すことを目的として活動が行われている。



重要伝統的建造物群保存地区に指定されている赤岩地区

赤岩地区の集落形態は、道沿いにある程度まとまって屋敷が連続する街村であり、屋敷を構成する主屋、蔵、小屋が連なった集落景観を形成している。江戸時代から現代までの養蚕環境を保持する地区として、平成18年7月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、主屋の建築年代の幅が広く、建築の外觀に時代毎の特徴があらわれている。なお、歴史的文化財保存地区保存条例にて、現状変更行為の許可基準が設けられており、あらかじめ教育委員会の許可が必要である。

1-4 景観形成の実現に向けて

中之条町では、景観計画を活用しながら、住民主体の景観づくりを積極的に支援するとともに、良好な景観形成を進めるための取組みや支援のための体制を構築する。

町民主体の景観形成

町民主体の活動支援

景観計画は、各地域における景観形成の土台となるものであり、長期間にわたって少しづつ良好な景観が築き上げられる。また、景観を美しくすることは、防犯面をはじめとして安心安全なまちづくりにつながるほか、経済活動や観光面に寄与するなど、全国に誇れる愛着を持てるまちが実現される。その過程において、住民が主体となった周辺活動が大きな役割を占めるところから、日常的な景観を育む取組みを積極的に推進する。

積極的な修景活動等への参加の促進

良好な景観を持続性のあるものにするためには、捨てられた景観を可能な限り減らし、将来にわたる適切な維持、補修が必要となる。そのため、手当てが必要な建築物や地域にとって価値のある建築物は、取り壊すことなく積極的な利活用を促進し、若い人材の呼び込みやコミュニティ空間の形成に努める。また、景観形成重点区域において、建築物の建築行為を行う際に、良好な景観形成に向けて積極的な修景活動を実施する場合にその経費を助成する。

景観を考える機会の創出

住民による景観づくりを進めていくためには、景観について話し合い、考える機会を設けることが必要である。将来的に景観形成の担い手となる子どもたちに対しては、学校教育を利用した景観学習の場を設定することで、幼少期から町への愛着を育み、最終的には幅広い年代による景観に関する意識を高揚させることができる。中之条町では、そのような機会を積極的に創出し、住民の景観への关心や意識を高めるための取組みを積極的に推進する。

行政による景観形成

景観法、景観計画の活用支援

町民や事業者の意見、要望等が十分に反映されるように、良好な景観の形成を適切に誘導する必要があると認めるときは、学識者等から構成される景観アドバイザーの意見を聞くことができる。具体的には、窓口で景観形成基準の適合の有無を判断する場合に、景観形成基準には適合するものの、良好な景観形成には結びつかないような事項に対して、景観形成基準の解釈を景観アドバイザーに委ねるものである。さらに、変更命令が必要な場合には景観審議会における合議に基づき最終的な判断を行うものとする。また、景観計画の変更の必要性がある場合には、町民説明会や縦覧等により町民や事業者等の意見を聞くものとする。

良好な景観形成を推進する体制づくり

良好な景観形成を総合的に進めていくために、万座自然保護官事務所などの国機関、中之条土木事務所などの県機関、近隣市町村と連携しながら景観形成を推進する。また、届出対象行為に該当しない場合でも、良好な景観形成につながる相談や情報提供等に対して、住民や事業者が気軽に相談できる窓口を設置し、住民とともに地域のあるべき姿を目指した景観形成に努める。さらに、景観法に基づく届出をする場合には、30日間の行為着手制限が課せられるが、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるとときは、その期間を短縮することができるため、事前協議を行い、届出の内容を事前に協議して、住民や事業者のニーズに応えていく。

公共事業における景観形成

公共事業による景観形成は、周辺に対する波及効果が大きいことから、府内関連部所との調整を十分に図りながら、行政が率先して良好な景観形成を図る。

協働による景観形成

景観協議会における協議

官民が一体となって良好な景観の形成のための取組みについて必要な協議を実施するため、景観法第15条に規定される景観協議会を設置することができる。町、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構、住民、NPO法人、観光や商工等の関係団体、公益事業者、良好な景観の形成の促進のための活動を行う者等で構成され、協議が整った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。このような協議会を通じて町民が景観に関する議論を積み重ね、意識を向上させることで地域の目指すべき景観やまちなみに対する共通理解を深める。

景観形成の表彰

景観表彰制度は、優れたデザインや景観要素の好事例を提示できる取組みであり、選定の過程においても観光客向けにまちかど審査会を開催することなどにより、広く町民に普及し、景観形成の取組みのモチベーションを向上させるために、例えば、中之条ビエンナーレの開催に合わせて実施する。

2. 中之条町の景観特性

2-1 景観要素の類型化

中之条町の景観をその特性に応じて、「山並自然景観」、「農村景観」、「水辺景観」、「街道景観」、「歴史文化景観」、「にぎわい景観」の6つに類型化を行う。

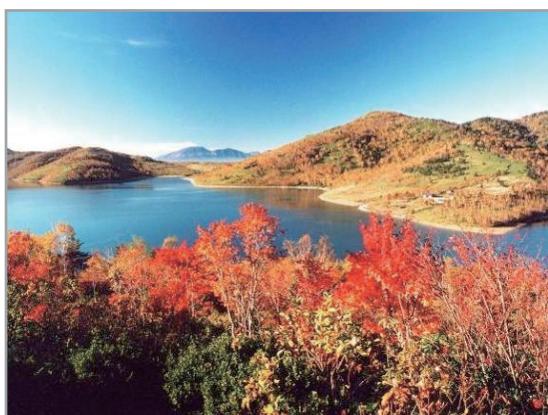
類型	軸、拠点	景観要素
山並自然景観	上信越高原国立公園	特別地域、普通地域
	眺望の対象となる山	嵩山、有笠山、稻包山、十二ヶ岳、八間山、エビ山、白砂山、横手山、… 等
	森林レクリエーション拠点	四万野外スポーツ林、芸術の森、ワタスゲ群生地、キスゲ原生地帯、… 等
農村景観	農業振興地域	農用地、棚田、集落地、… 等
	観光と農業の連携拠点	美野原高原そば祭り、養蚕農具展示館(かいこん家)、農園、神代牧場、ボニー祭り、れんげの里フェスティバル、畑の駅、… 等
水辺景観	一級河川	吾妻川、四万川、名久田川、赤坂川、白砂川、長笹沢川、駒ヶ沢川、元山川、… 等
	うるおい拠点	四万の甌穴群、赤坂の釜渕、奥四万湖、野反湖、世立八滝、水車小屋、… 等
	橋梁	天然橋、四万大橋、的場大橋、松見橋、吾嬬橋、白砂大橋、上妻橋、… 等
街道景観	街道	日本ロマンチック街道、四万街道、白砂渓谷ライン、… 等
	商業拠点	国道353号バイパス沿道、中心市街地、… 等
	中之条ビエンナーレ拠点	伊参スタジオ公園、旧廣盛酒造、中之条町ふるさと交流センター「つむじ」、… 等
歴史文化景観	国指定文化財等	富沢家住宅、薬師堂、東谷(朽窪)風穴、赤岩重要伝統的建造物群保存地区、… 等
	中之条ビエンナーレ拠点	伊参スタジオ公園、旧廣盛酒造、中之条町ふるさと交流センター「つむじ」、… 等
	祭り	鳥追い祭り、中之条祇園祭、伊勢町まつり、六合ふるさとまつり、赤岩神社春祭り、高間大黒天祭、嵩山祭り、… 等
にぎわい景観	都市計画区域	用途地域
	観光拠点	中之条駅、四万温泉、沢渡温泉、大塚温泉、尻焼温泉、花敷温泉、六合赤岩温泉、道の駅、ふるさと交流センター「つむじ」、… 等
	商業拠点	国道353号バイパス沿道、中心市街地、… 等



「山並自然景観」【例:道の駅から見る嵩山】



「農村景観」【例:棚田と集落地】



「水辺景観」【例:野反湖】



「街道景観」【例:白砂渓谷ライン】



「歴史文化景観」【例:鳥追い祭り】



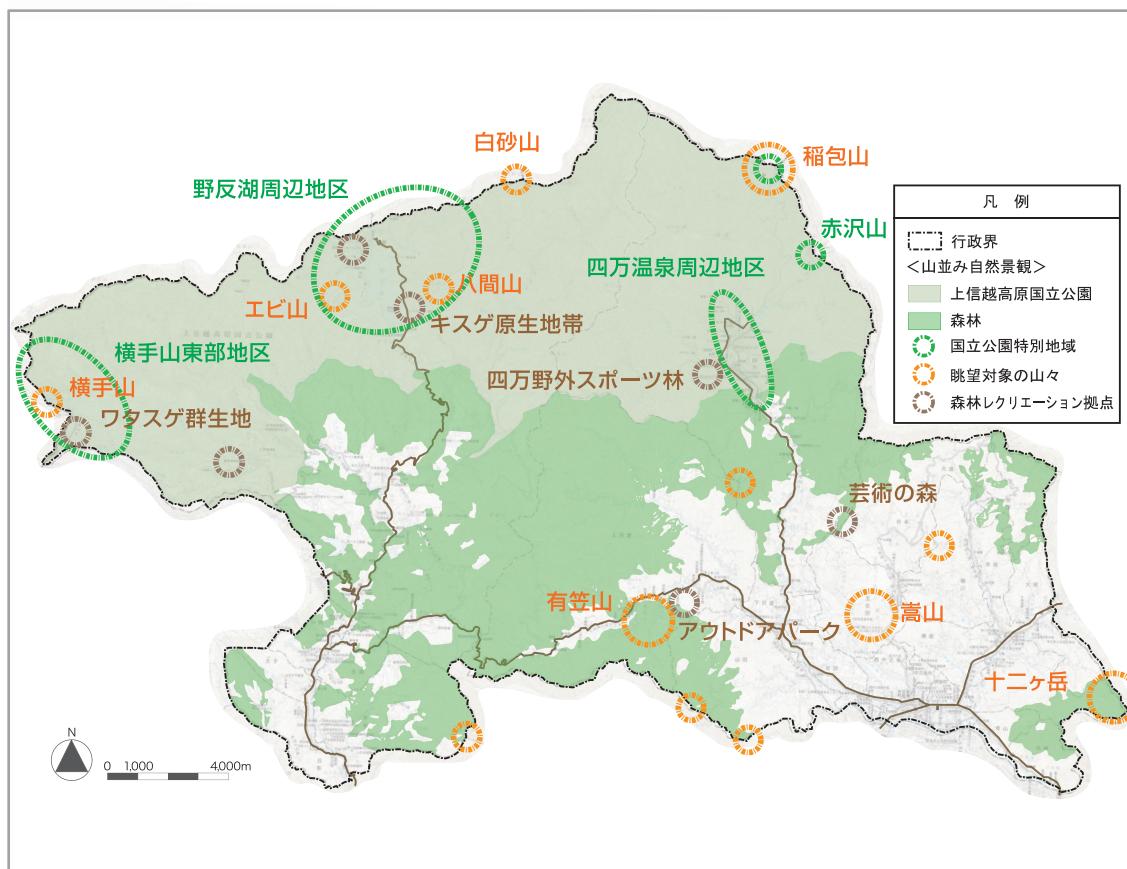
「にぎわい景観」【例:ふるさと交流センター「つむじ」】

2-2 山並自然景観

< 地区の現状 >

- ◇ 北部は上信越高原国立公園に指定されており、四万温泉周辺地区は第2種特別地域に該当する。特に農林業活動において努めて調整を図るべき地域であり、工作物の新築や増改築、土石の採掘、土地の形状変更など様々な行為に対して環境大臣の許可が必要となっている。なお、野反湖周辺地区及び横手山東部地区は同様に第2種特別地域に指定されており、稻包山及び赤沢山は第3種特別地域に指定されている。
- ◇ 町のシンボルである嵩山には、道の駅やふるさと公園等が整備されており、訪れる人の安らぎの場となっている。また、嵩山を含めて多くの山並みを望むことができ、嵩山、有笠山、稻包山、十二ヶ岳、八間山、エビ山、白砂山、横手山等はぐんま百名山(H16群馬県)に選定されている。
- ◇ 四万野外スポーツ林、アウトドアパーク、芸術の森等は、森林の保全を図るとともにその利活用が進められているほか、ワタスゲ群生地、キスゲ原生地帯等では、絶滅の危機からその生息地を保護するとともに、森林レクリエーションとしても機能している。

図 山並自然景観

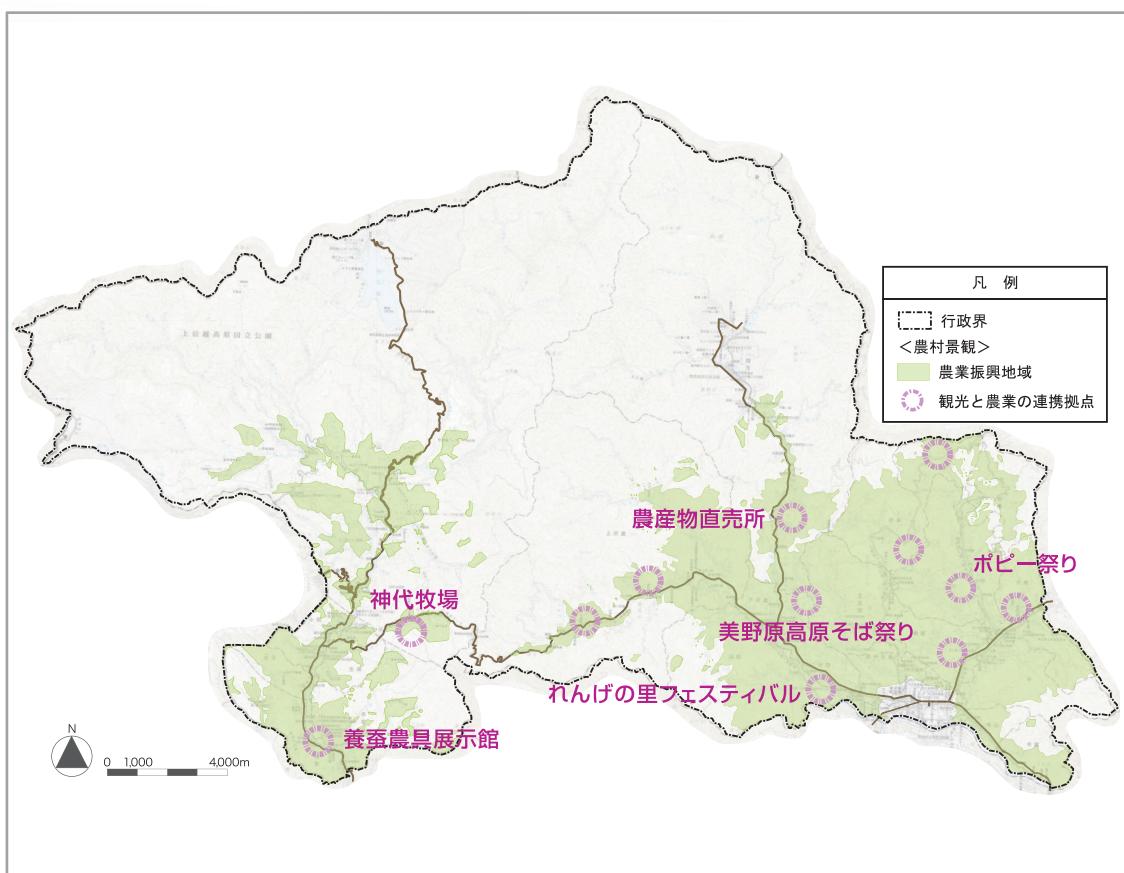


2-3 農村景観

< 地区の現状 >

- ◇吾妻川や白砂川の河岸段丘によって平地が広がっており、用途地域及び森林地域を除いて農業振興地域に指定されている。圃場整備の実施によって豊かな田園空間が形成されており、農業集落ではふるさとを感じることのできる風景を見渡せる。
- ◇中山間地域には、地形を巧みに利用した棚田が形成されており、ふるさとの原風景として親しまれているほか、特色ある農業生産の場として生活に寄与している。また、稻作の場としてだけではなく、生態系の保全、保水機能、地滑り防止機能等の多面的な機能を有している。
- ◇農園ではリンゴやぶどうなどが栽培されており、畑の駅である農産物直売所が幹線道路沿道に見られる。また、美野原高原そば祭り、神代牧場、養蚕農具展示館(かいこん家)、れんげの里フェスティバル、ポピー祭りなど、農業と観光が一体となって交流人口増加への取組みが進められている。

図 農村景観

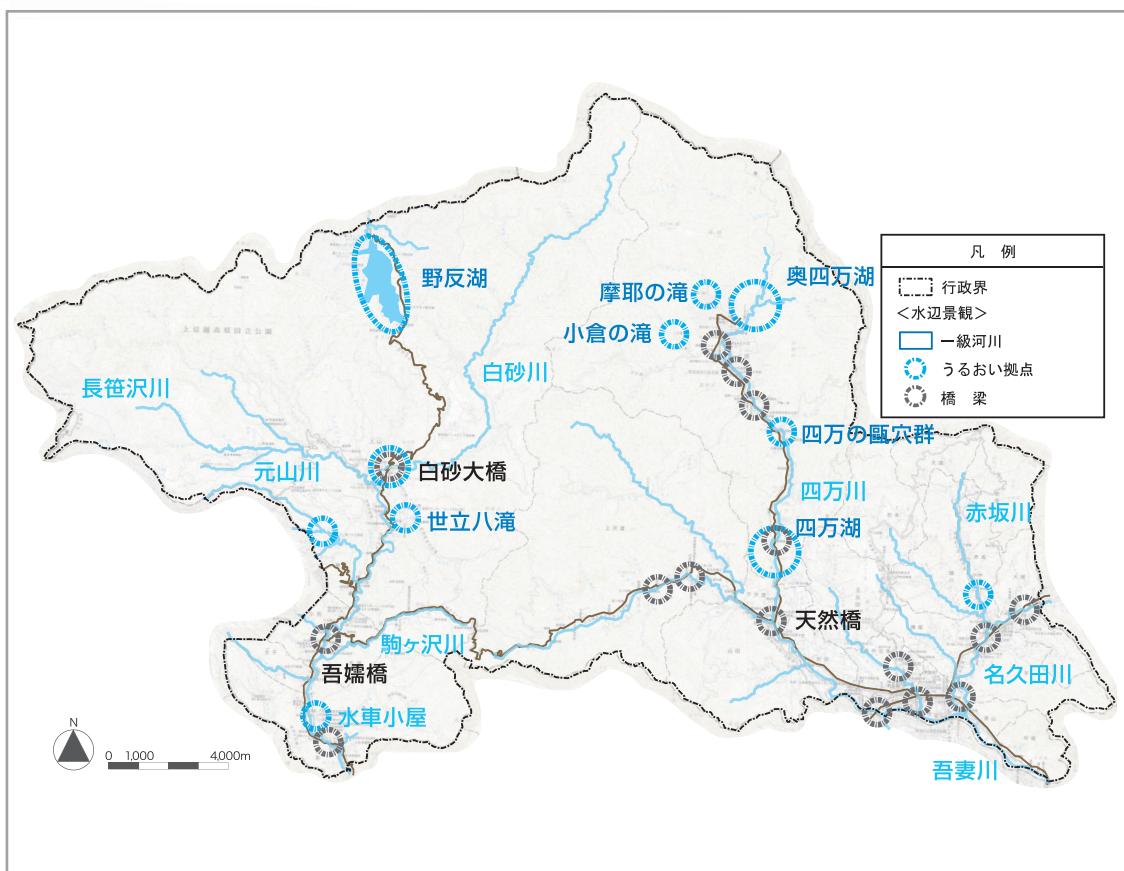


2-4 水辺景観

< 地区の現状 >

- ◇吾妻川を主流として四万川、名久田川、赤坂川、白砂川、長笹沢川、駒ヶ沢川、元山川等の一級河川が流れている。また、市街地や集落内を流れる水路は、身近な水辺空間として親近感のある風景を形成している。
- ◇地形的条件から自然に生み出された四万の甌穴群や赤坂の釜湧をはじめとして、小倉の滝、摩耶の滝、世立八滝等の水辺が創出する美しい景観は、観光資源として活用されている。
- ◇四万温泉では店先に水桶や飲泉所が設置されているほか、赤岩地区では水車小屋が整備されており、うるおいある景観形成に貢献している。
- ◇奥四万湖や四万湖では、それぞれ四万川ダム、中之条ダムとともに水源として機能しているほか、上信越高原国立公園特別地域に位置する野反湖等を含め、水辺拠点としての役割を担っている。なお、奥四万湖では、毎年恒例である夏祭りが開催されており、多目的ダムとして地元住民や訪れる観光客にとって交流の場となっている。
- ◇橋梁（天然橋、白砂大橋、吾嬬橋等）や道路付属物などの土木構造物は、スケールが大きく景観に与える影響が非常に大きい。

図 水辺景観

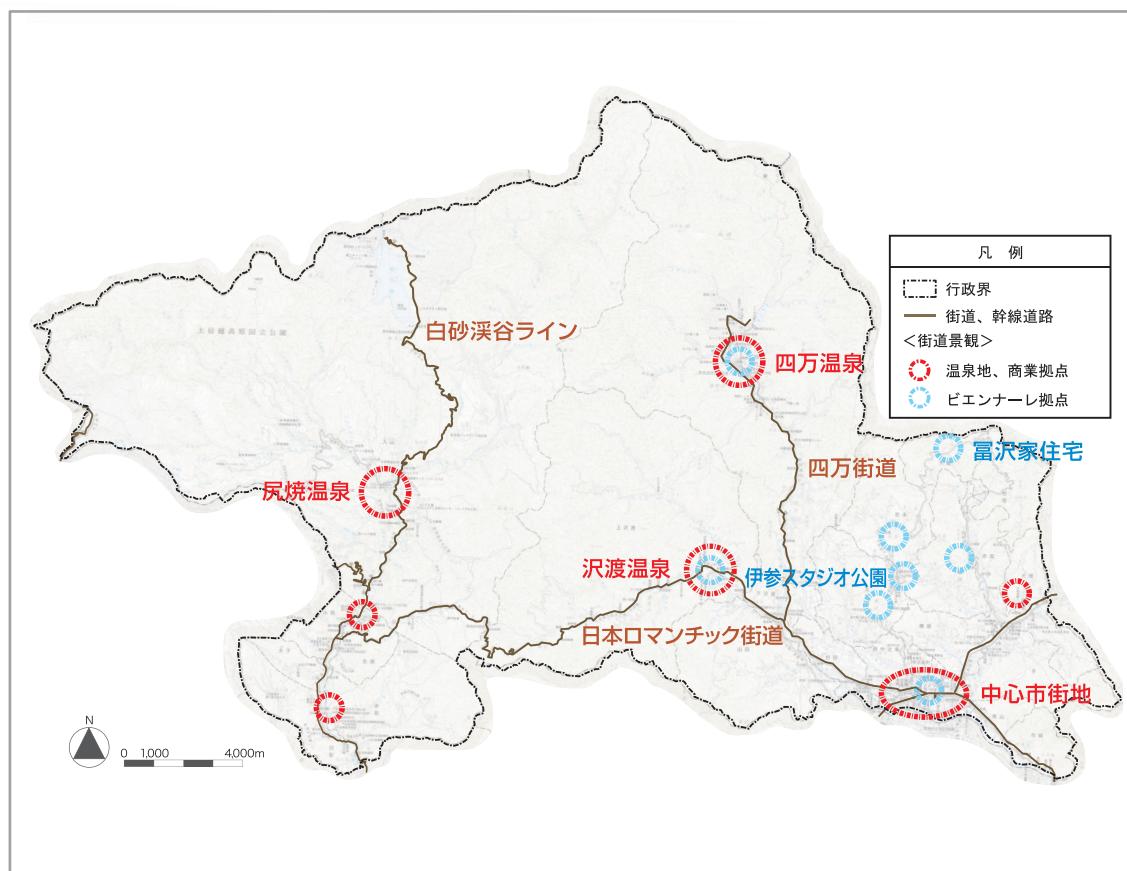


2-5 街道景観

< 地区の現状 >

- ◇市場町や宿場町として栄えた歴史的背景から街道筋となっており、四万温泉、沢渡温泉、尻焼温泉等の温泉地へのアクセス道路(四万街道、日本ロマンチック街道、白砂渓谷ライン等)として、中之条町の魅力をつなぐ根幹的な役割を担っている。なお、関越自動車道が通る渋川市や沼田市から交通の便が良く、首都圏からも関越自動車道の利用により3時間程度で訪れることができる。
- ◇日本ロマンチック街道は、日本における最もドイツ的な自然景観を有する街道であり、日本風景街道(シニックバイウェイ)の取組みによって、道の担う役割の復古及び再生、地域の資産の活用、新たな多様な価値の創造などを目指した検討が進められている。
- ◇質の高い山並みや自然景観をより一層強力にするために、2010年4月以降に国道や県道に設置される防護柵や標識類の材料や色彩には、グレーベージュやダークブラウン等の採用が指導されており、白砂渓谷ラインや日本ロマンチック街道の一部では、ガードケーブル化の整備がなされている。
- ◇2年に1度開催される中之条ビエンナーレの会場(四万温泉、沢渡温泉、富沢家住宅、伊参スタジオ公園等)は、これらの街道や幹線道路によって結ばれる。
- ◇駅南に整備された国道353号バイパスや中心市街地内の国道沿道では商業景観が形成されており、多くの店舗が立地している。吾妻郡内各町村の商圈を担うなど、他町村からの買物利用者も多い。

図 街道景観

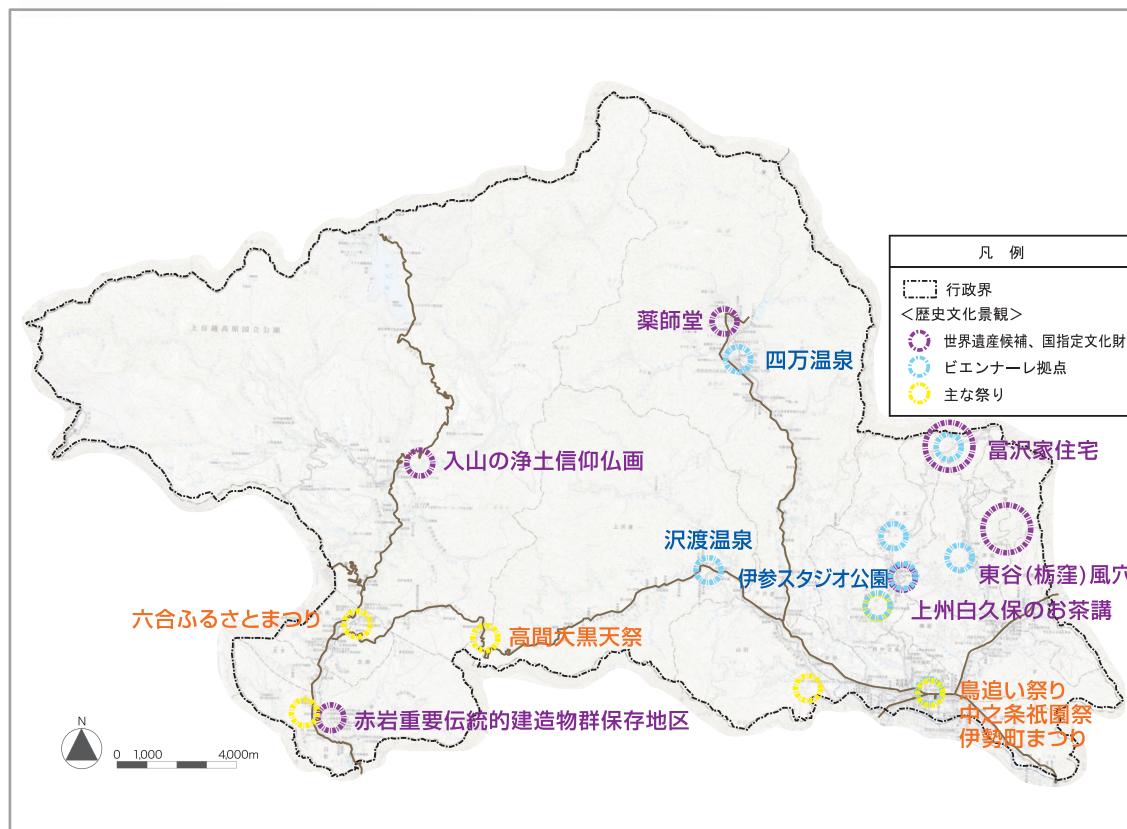


2-6 歴史文化景観

< 地区の現状 >

- ◇富岡製糸場と絹産業遺産群として群馬県下の文化財資産が世界遺産暫定リスト一覧表に記載されており、中之条町には富沢家住宅、赤岩重要伝統的建造物群保存地区が含まれていることから、保存管理計画の策定や世界史的な観点からの位置づけの明確化が求められている。
- ◇世界遺産暫定リスト一覧表に記載されている資産のほか、薬師堂、上州白久保のお茶講、入山の浄土信仰仏画、東谷(栃窪)風穴の6件が国指定文化財に指定されている。また、県指定文化財が16件、町指定文化財が66件、登録有形文化財が3件指定されており、観光地の名勝として訪れる人に歴史や文化を継承している。
- ◇中之条町には、伝統行事や祭りなどの祭事が数多く残っており、主なものとして鳥追い祭り、中之条祇園祭、伊勢町まつり、六合ふるさとまつり、嵩山祭り、赤岩神社春祭り、高間大黒天祭等が挙げられる。昔ながらの伝統を継承する場として、地域住民の交流の場として重要な景観資源のひとつである。
- ◇中之条ビエンナーレは、2年に1度実施されるアーティスト主導の大規模アートイベントであり、町中のいたるところ(四万温泉、沢渡温泉、富沢家住宅、伊参スタジオ公園等)が里山ふるさと美術館に様変わりする。

図 歴史文化景観

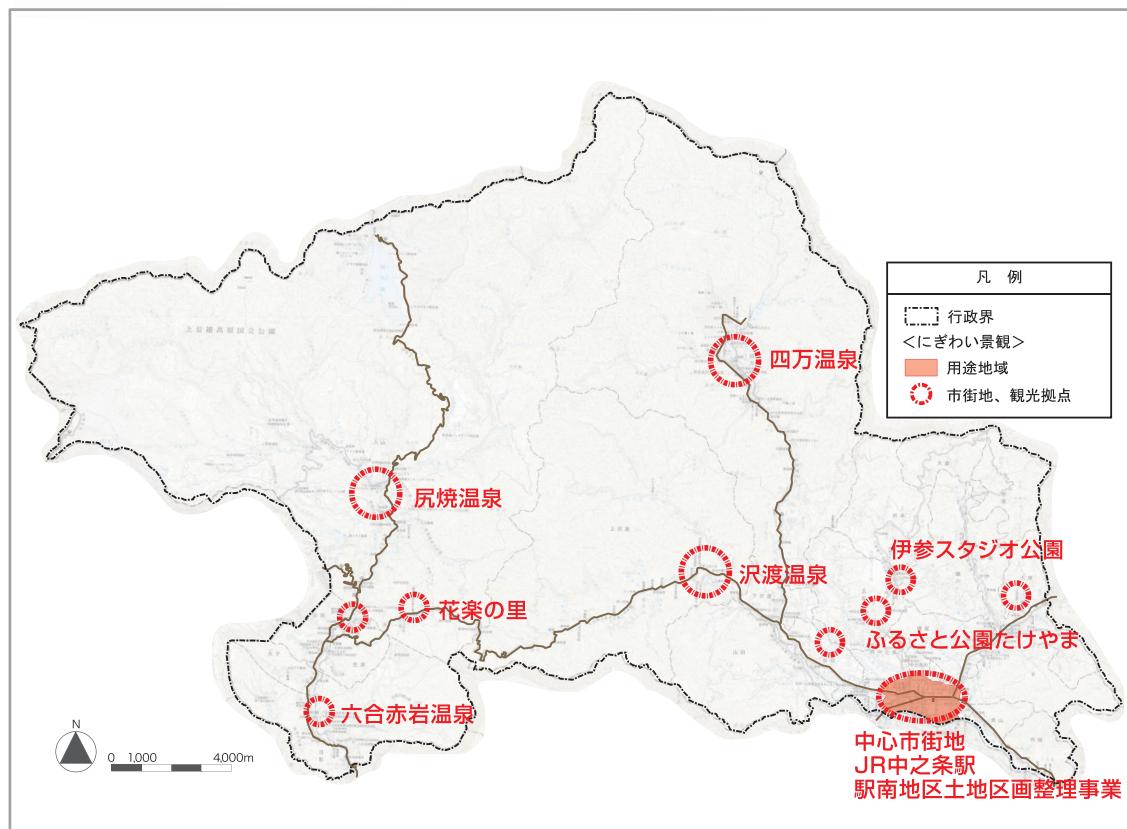


2-7 にぎわい景観

< 地区の現状 >

- ◇公共施設の集積度が高いJR中之条駅を中心として周辺には商店街が形成され、国道沿道には多くの店舗が立地するなど、これらは住民の日常生活と密接に関連している。また、後背地に広がる自然景観だけではなく、中心市街地内の緑地や河畔林等も確保されている。
- ◇中之条駅南地区では土地区画整理事業が施行され、良好な市街地の誘導が図られているほか、古くから各地区に見られる集落地景観は住民にとって馴染みのある景観である。
- ◇四万温泉、沢渡温泉、尻焼温泉、六合赤岩温泉等に代表される温泉地には、毎年多くの観光客が訪れており、にぎわいを見せている。また、温泉と商店街を結ぶ回遊性の確保がなされており、観光地らしい案内板やトイレの整備が行われている。
- ◇2008年3月に群馬県下で実施された第25回全国都市緑化ぐんまフェアでは、主要幹線道路沿道、中之条駅、ふるさと公園たけやま、伊参スタジオ公園、花楽の里等のレクリエーション拠点における花と緑の活動が行われ、住民により継続的に花と緑の活動に取組む地域が見られる。
- ◇六合地区では、店舗や自宅の軒先に独自の手づくりの看板を掲げる文化が継承されており、個性を活かした良好なデザインを有する看板が見られる。

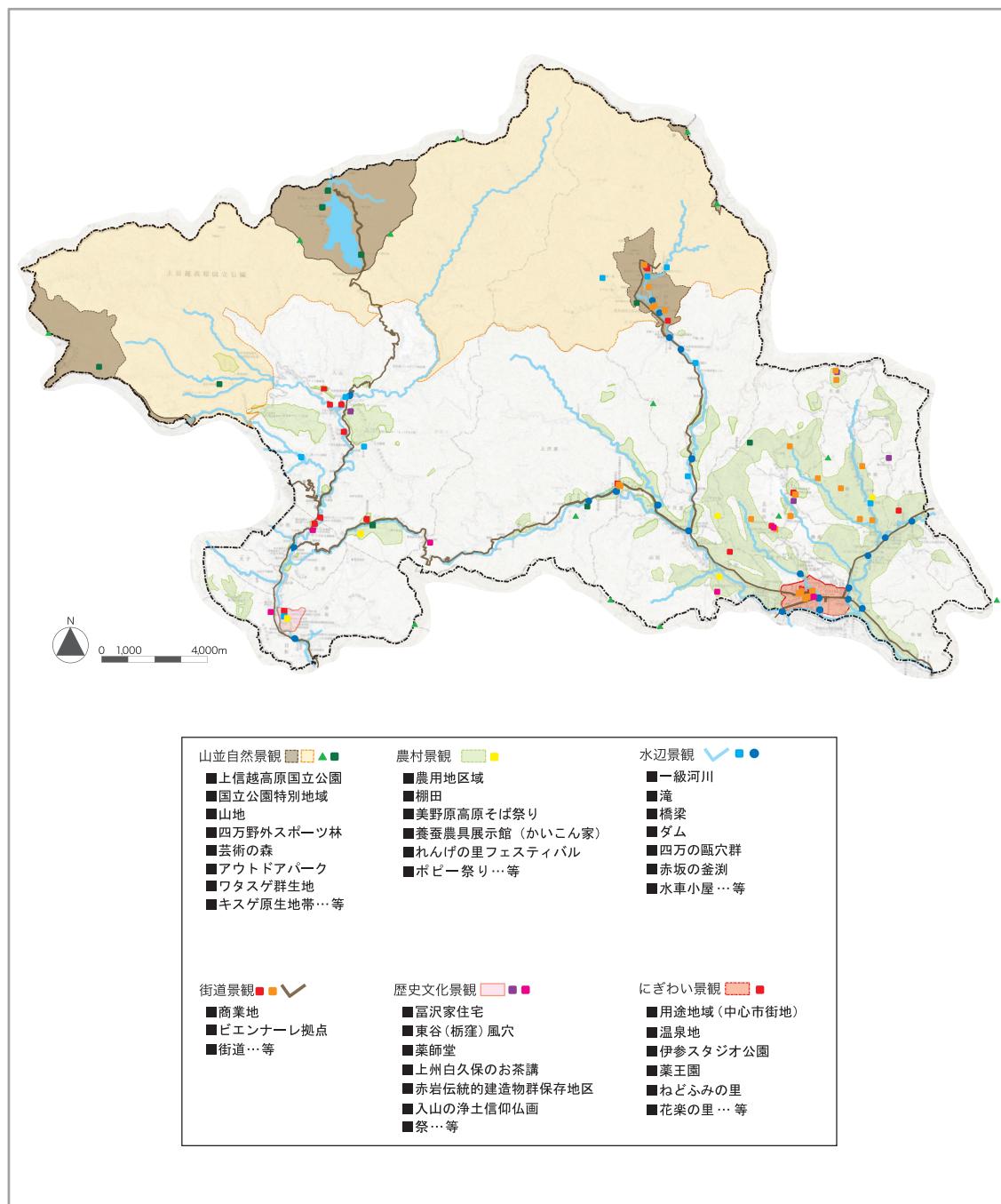
図 にぎわい景観



2-8 中之条町の景観特性図

6つの景観類型(山並自然景観、農村景観、水辺景観、街道景観、歴史文化景観、にぎわい景観)から、中之条町の景観特性図を以下に示す。

図 中之条町の景観特性図



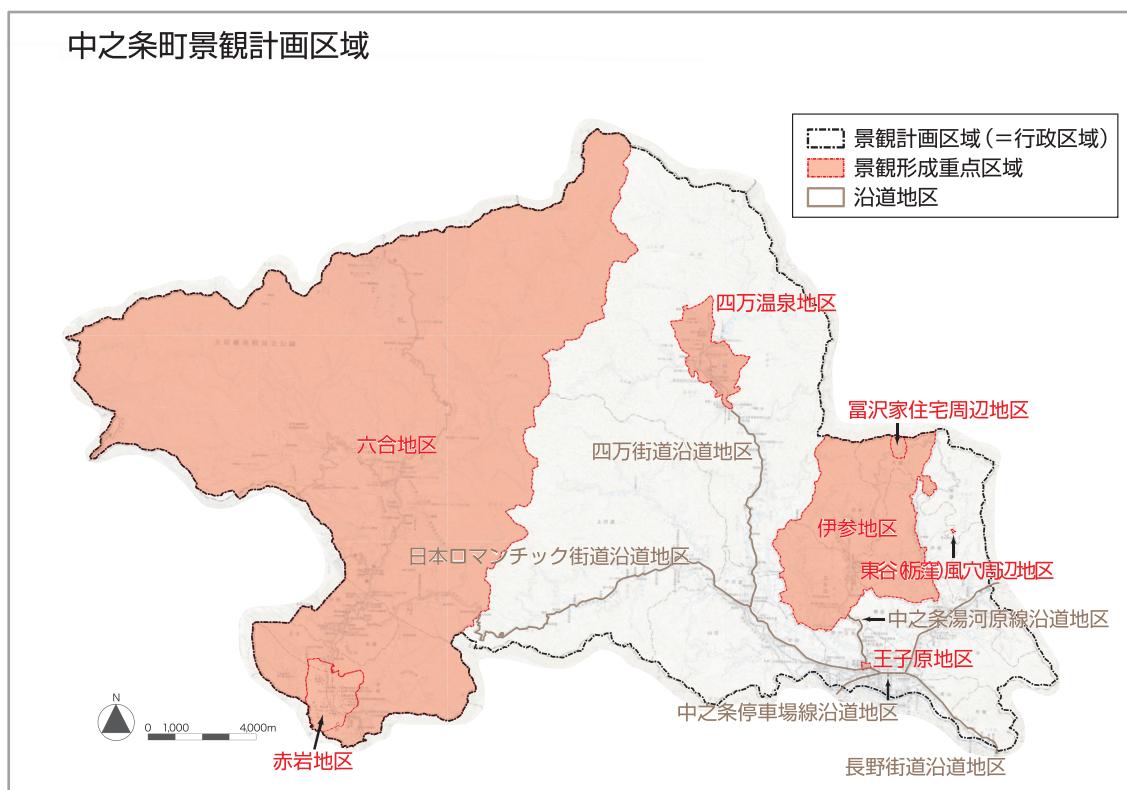
3. 景観計画の区域

3-1 中之条町景観計画区域

町域の約80%以上を山岳地帯で占めている中之条町は、上信越高原国立公園や貴重な高山植物の宝庫である芳ヶ平の自然美にあふれている。また、都市計画区域内では、吾妻郡内の商圈を担う商業施設が集積しているほか、四万温泉、沢渡温泉、尻焼温泉をはじめとする湯治場が賑わいを見せている。さらに、日向見薬師堂、富沢家住宅、東谷(栎窪)風穴、赤岩伝統的建造物群保存地区等の先人達が守り伝えてきた文化や歴史が中之条町の全域に散りばめられている。

時代が移り変わる中で、地域の中心地として栄えてきた中心市街地や各集落地、湯治場としての集積を今日までつなげている四万温泉や尻焼温泉、町民の営みを包み込む山岳地帯等は、お互いが一帯となり中之条町の景観を形成している。これらが織り成す「ふるさとの風景」を次代へと継承し、中之条町らしい良好な景観の形成を進めるため、景観計画の区域を中之条町全域に定める。

図 中之条町景観計画区域の位置



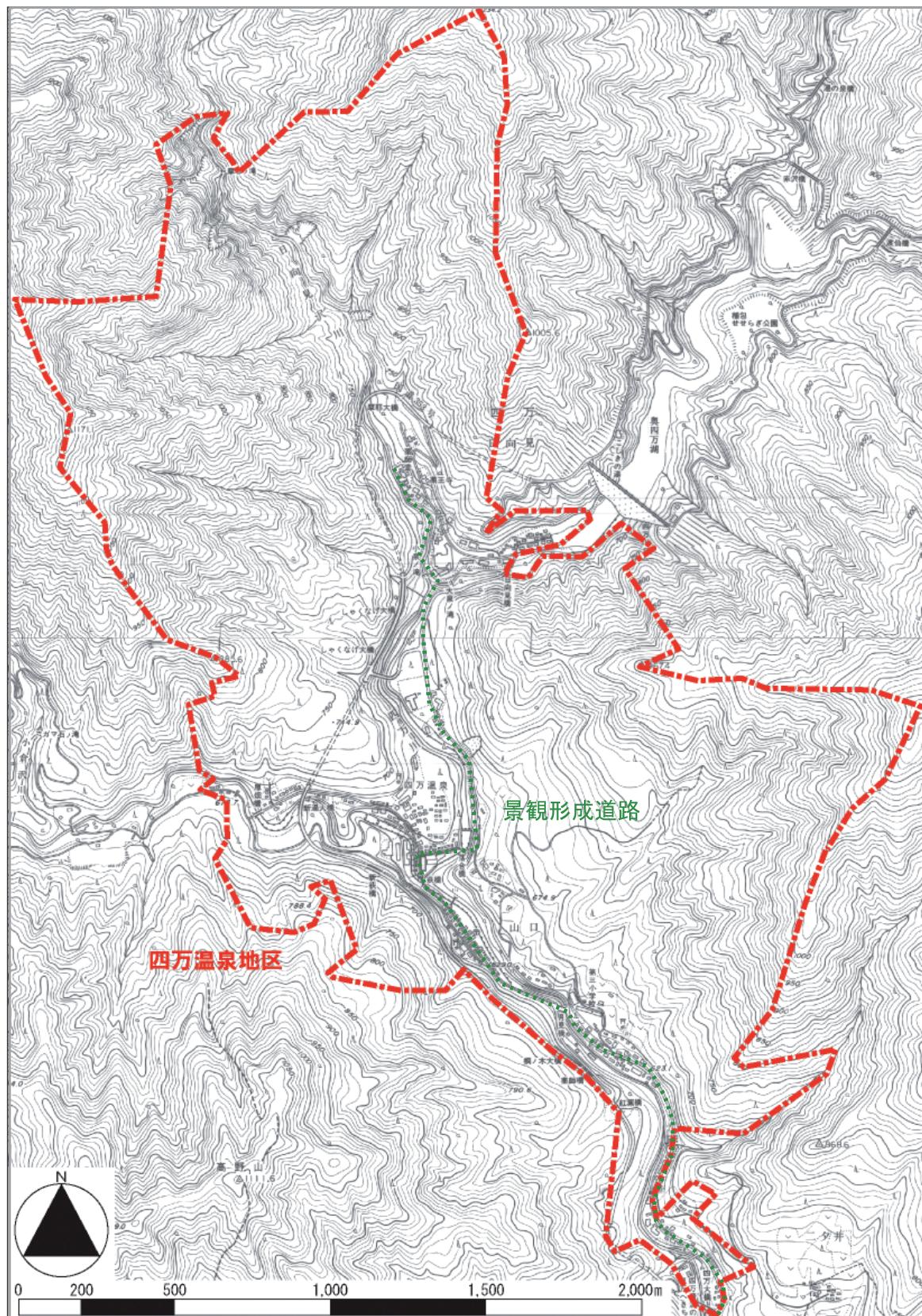
3-2 景観形成重点区域

中之条町景観計画区域の中でも、特に景観に配慮すべき区域として「景観形成重点区域」を定める。

名 称	概 要
◇四万温泉地区	上信越高原国立公園第2種特別地域に指定されており、既に自然公園法の枠組みの中で景観形成への取組みが進められている。本計画では、この取組みをより確実なものとするため、景観形成重点区域の指定を行う。
◇伊参地区	日本で最も美しい村連合に加盟しており、農山村における景観、環境、文化を守ることを目的として活動が進められている。自然と人間の営みがつくりあげた美しい地域を、将来にわたって守り続けるため、景観形成重点区域の指定を行う。
◇富沢家住宅 周辺地区	世界遺産の暫定リストに登録されている歴史資産であり、江戸時代末期に建築された養蚕農家である。周辺には、養蚕業の歴史的変遷の把握できる養蚕住宅や蚕の餌となる桑畑が分布しており、これらの養蚕業の歴史を一体的に保全するため、景観形成重点区域の指定を行う。
◇東谷(栎窪) 風穴周辺地区	国指定史跡の歴史資産であり、冷風が吹き出す山あいの風穴を利用して、蚕の卵の保存施設として活用してきた。養蚕業の歴史を伝える資産として将来に継承するため、景観形成重点区域の指定を行う。
◇王子原地区	町民とともに基本計画案がまとめられた中之条町ふるさと交流センター「つむじ」を核として、その界限も含めた景観形成に取組むことで、中心市街地内のモデル地区とするため、景観形成重点区域の指定を行う。
◇六合地区	地区全体に養蚕農家が残されており、周辺の自然と調和した美しい里を将来にわたって守り続けるため、景観形成重点区域の指定を行う。
◇赤岩地区	主屋の建築年代が江戸時代から現代までと広く、建築の外觀に時代毎の特徴が表れており、養蚕業の歴史を伝える資産として将来に継承するため、景観形成重点区域の指定を行う。
沿道地区	<p>◇四万街道 ◇日本ロマンチック街道 ◇長野街道 ◇中之条停車場線 ◇中之条湯河原線</p> <p>重点地区を結ぶ主要な道路であり、その沿道に近接する土地における建築物等の建築行為を景観法に基づく届出対象行為に設定することで、都市計画区域外における建築物等の監視体制を強化するため、景観形成重点区域の指定を行う。</p>

※都市計画区域外では、木造が2階建てまで延べ500m以内の建築物、木造以外では平屋建てで200m以内の建築物ならば建築確認申請の必要がない。

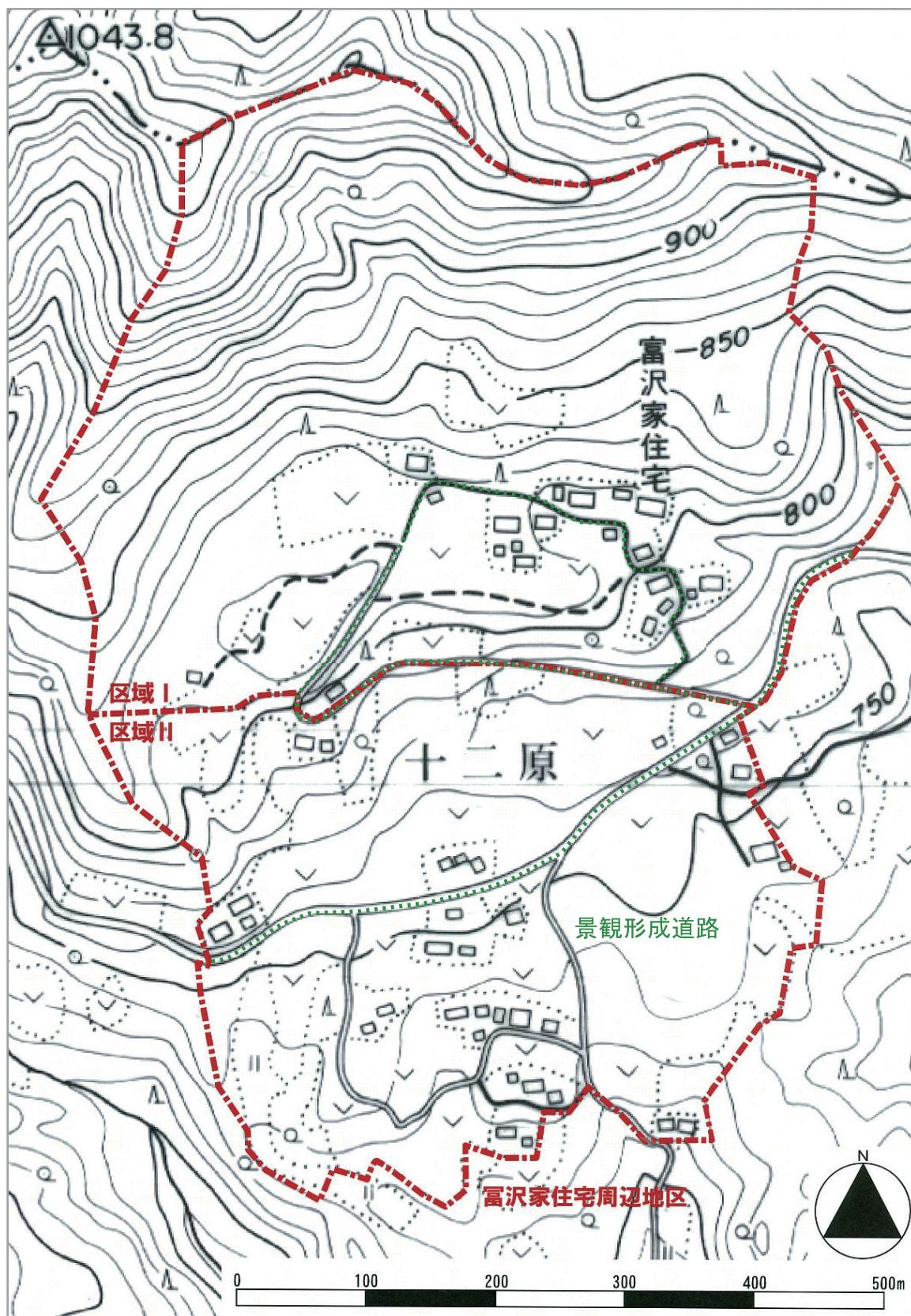
四万温泉地区の位置図



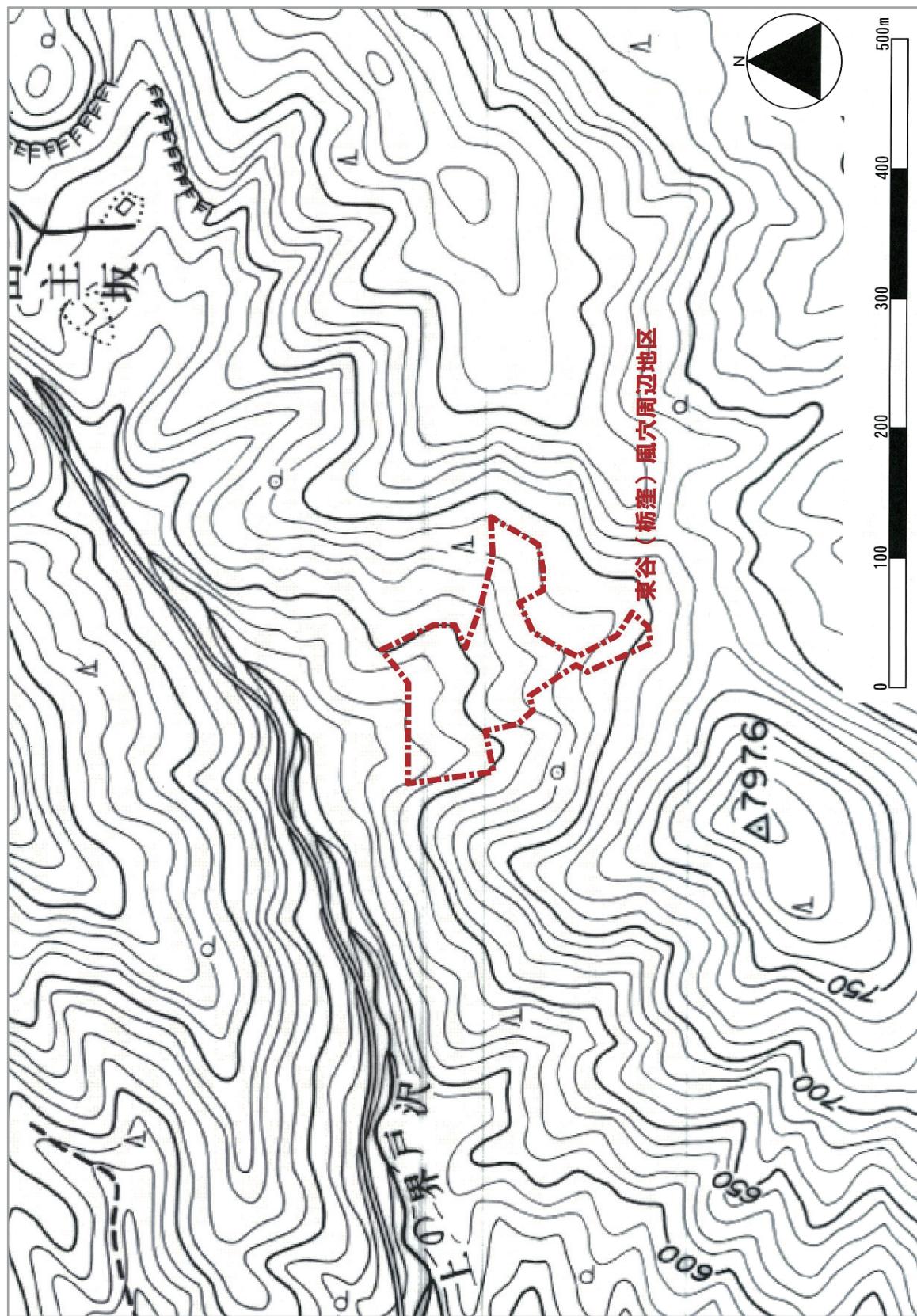
伊参地区の位置図



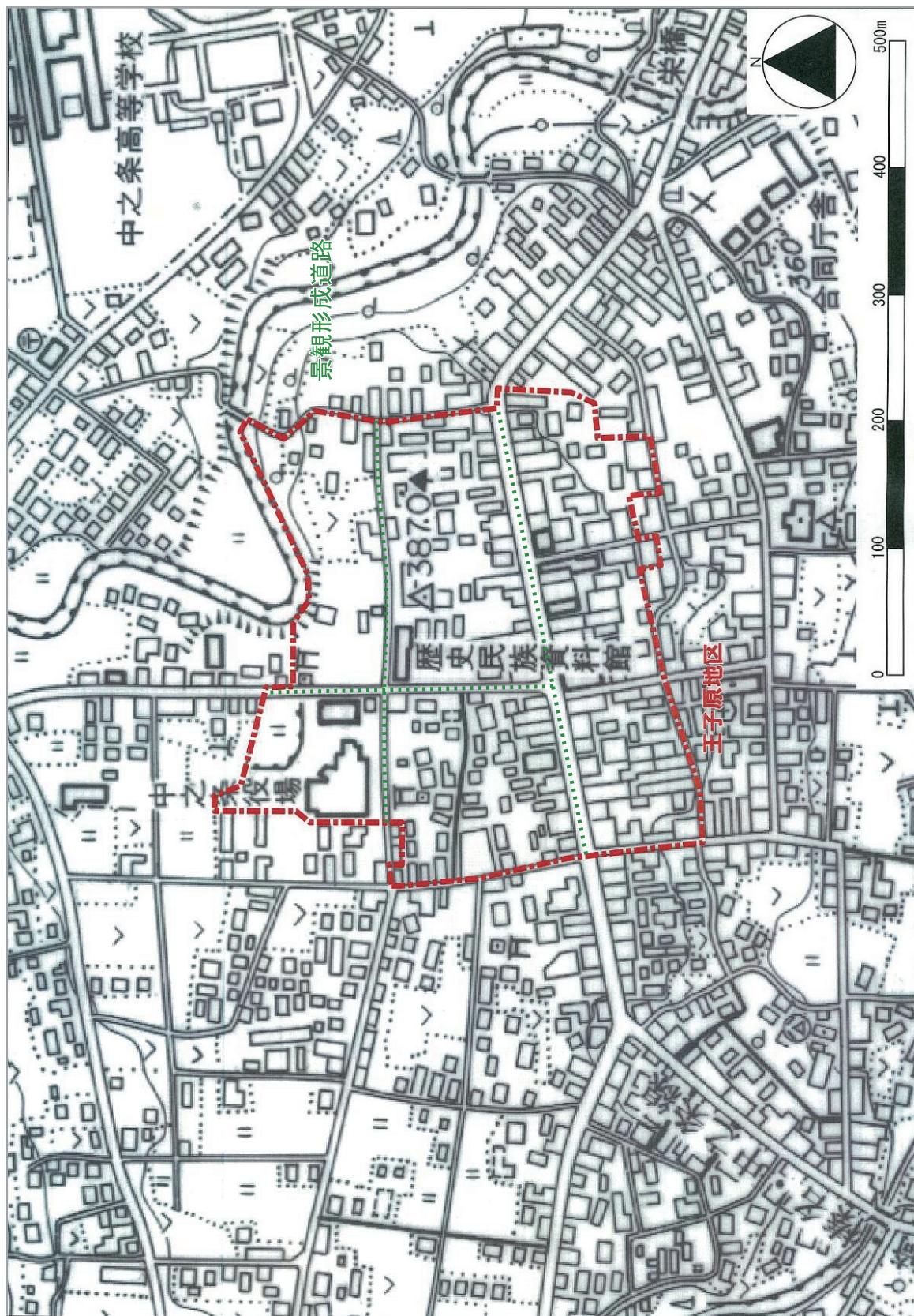
富沢家住宅周辺地区の位置図



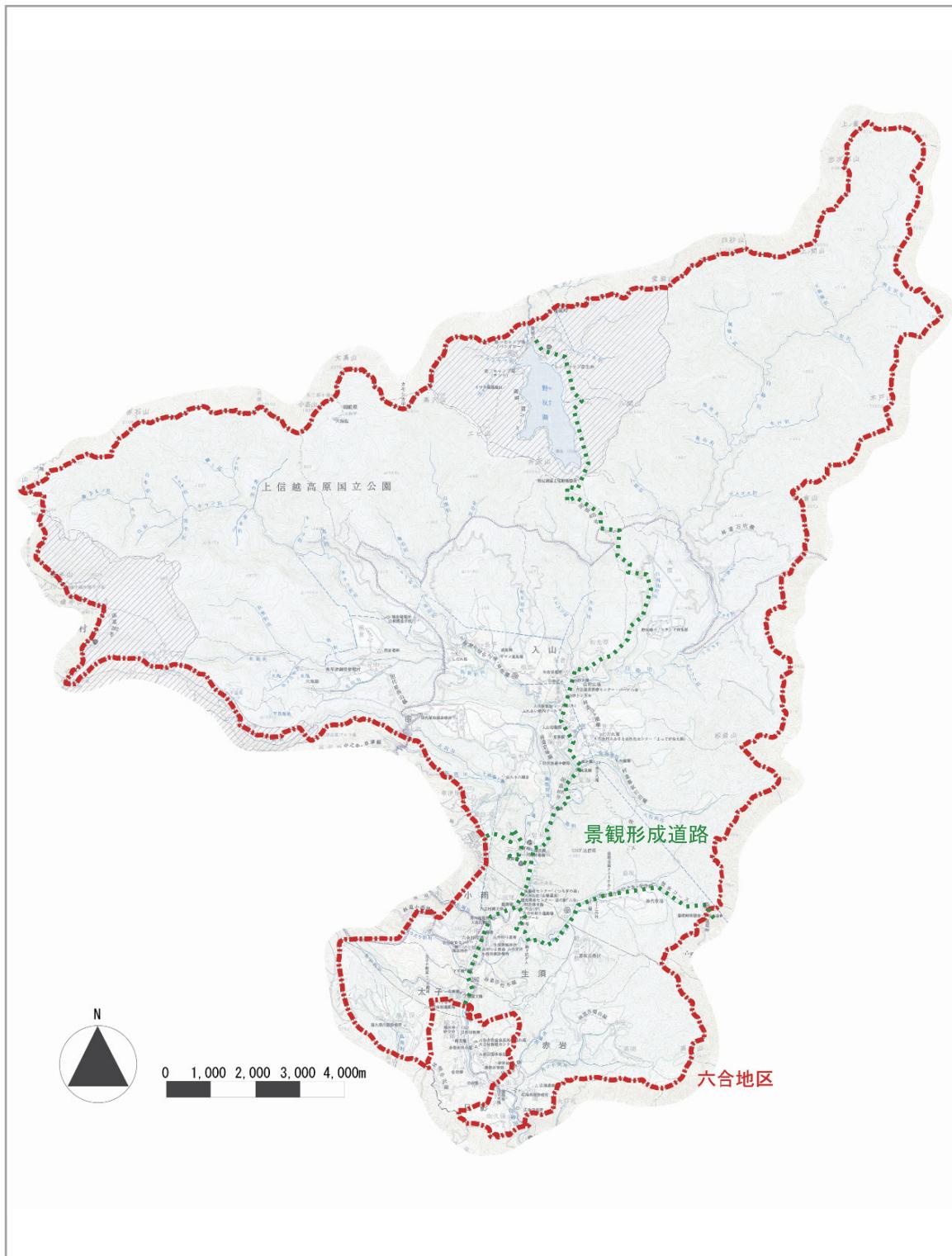
東谷(栃窪)風穴周辺地区の位置図



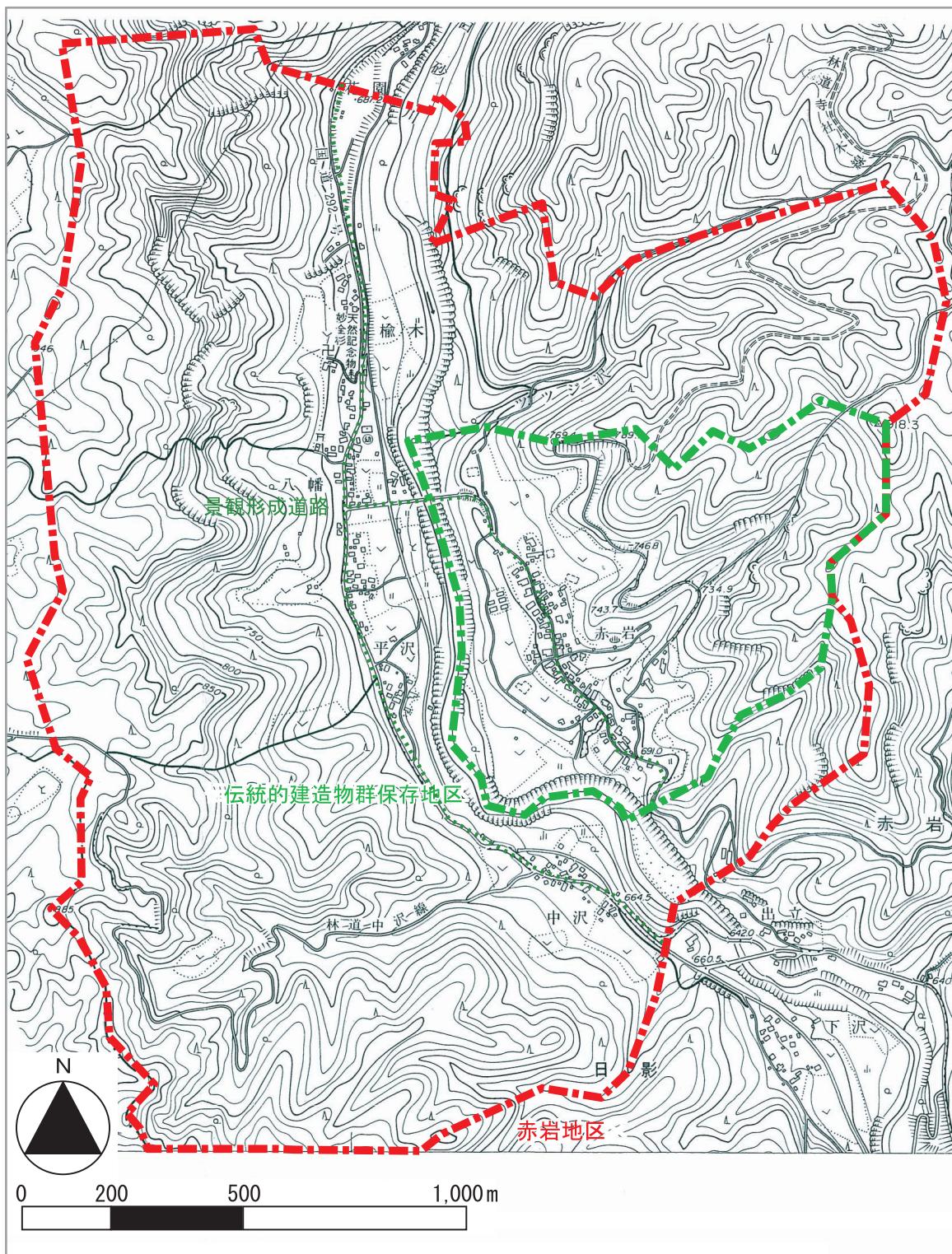
王子原地区の位置図



六合地区の位置図



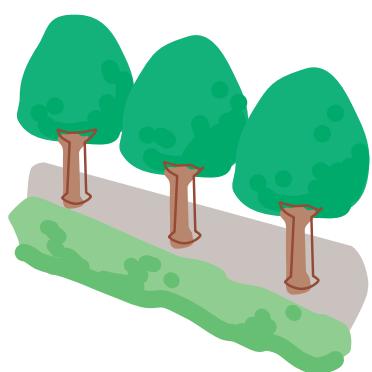
赤岩地区の位置図



沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)の位置図



※都市計画区域内では「各沿道に接する敷地範囲」、都市計画区域外では「各沿道の両側50mの範囲」を景観形成重点区域とする。



3-3 景観形成重点区域【候補地区】の選定とその指定方針

下記に示す5つの方針に基づき景観形成重点区域【候補地区】を選定し、十分な合意形成を踏まえた上で、住民意識の高揚を図りながら、段階的に景観形成重点区域への移行を目指す。なお、本計画では、5地区を景観形成重点区域【候補地区】に選定しているが、景観形成の過程において、ほかの地区でも新たに下記方針に該当する場合には、新規に候補地区が選定されるものである。

景観形成重点区域【候補地区】の指定方針

- 方針1 景観まちづくりの意識が高い地区 <住民意向>
- 方針2 住民が共通認識を持つ地区 <シンボル性>
- 方針3 特徴的な景観のまとまりがある地区 <地域振興>
- 方針4 景観まちづくりの効果が分かりやすい地区 <街並形成>
- 方針5 行政が重点的に施策を進める地区 <重点施策>

名 称	概 要
◇中心市街地地区	最も人口が集積している地区であり、商店街を軸として、一步奥に入れば生活の風景がにじみ出る。中心市街地としての賑わいや生活空間をより誇りのあるものとするため、景観形成重点区域の指定を目指す。
◇沢渡温泉地区	治療に温泉を利用する沢渡温泉病院が併設されており、四万温泉とともに湯治場の歴史を築き上げてきた地区である。四万温泉とともに、ほかにはない独自の温泉地としての景観を形成していくため、景観形成重点区域の指定を目指す。
◇中之条駅南地区	土地区画整理事業が施行され、新たな宅地供給の需要が見込まれる地区である。地区内にはバイパスが通過しており、沿道の秩序ある景観の形成を進めながら、地区全体で一体的な取組みを進めるため、景観形成重点区域の指定を目指す。
◇尻焼温泉地区	尻焼温泉は六合地区を代表する温泉地であり、長笹川の川底から温泉が湧き出ている。四万温泉や沢渡温泉とともに、ほかにはない独自の温泉地としての景観を形成していくため、景観形成重点区域の指定を目指す。
◇ねどふみの里地区	古くからスゲ等の植物を温泉に浸し、利用しやすくする「ねどふみ」という作業が、根広地区の全世帯が保存会の会員となり伝統文化を継承しており、今後も地区全体で一体的な取組みを進めるため、景観形成重点区域の指定を目指す。

4. 良好な景観の形成に関する方針

4-1 景観形成のルール

「ふるさとの風景」を育むため、中之条町の風景を構成する要素すべてにつながる景観形成の5つのルールを柱として、良好な景観の形成に関する方針を設定する。

◆ まちなみのルール ◆

風景の視点 <建築物等の単体だけではなく、まち全体の空間、連続性を意識する>

- ◇ 後背に広がる自然や隣接する建築物等と調和すること。
- ◇ 歩行者の視点に合わせた空間の工夫を推進すること。
- ◇ まちなみのリズムを乱さないこと。
- ◇ 表の空間と裏の空間を意識して使い分けること。

◆ 個性のルール ◆

建築物それぞれの主張の視点 <各自が考える個性あるデザインを推奨する>

- ◇ それが個性を出しながら、新たなアイデアを導入すること。
- ◇ 個性の主張は周辺の「群」としての風景に溶け込むこと。
- ◇ 商店街等では、歩行者が楽しめる工夫を凝らすこと。
- ◇ 夜のまちを演出する照明等を導入すること。

◆ 材料・資材のルール ◆

建築物等の素材の視点 <地産地消の精神を重んじる>

- ◇ 既存の建築物等に使用されてきた建材を利用し、まちなみの一体性を維持すること。
- ◇ 中之条町あるいは群馬県で生産される材料をできるだけ使用すること。
- ◇ 適切な維持、点検、管理を行うこと。
- ◇ 老朽化が進んだ場合には、速やかに補修を行うこと。

◆ みどりとの共生のルール ◆

自然緑地、公園、民地緑化の視点 <地球環境にも配慮した景観を形成する>

- ◇多くの緑に囲まれていることを意識しながら、街中(庭先等の民地内)も工夫して緑化すること。
- ◇植栽をする際には、原則として地域固有の種や苗を使用すること。
- ◇地域の風景を明るく、豊かにする草花の植栽を継続すること。
- ◇農地の緑地としての機能を守り、ふるさとの風景を次世代につなげていくこと。

◆ 協力してつくる風景のルール ◆

町民が協力してつくる風景の視点 <景観を通じたコミュニティの充実を図る>

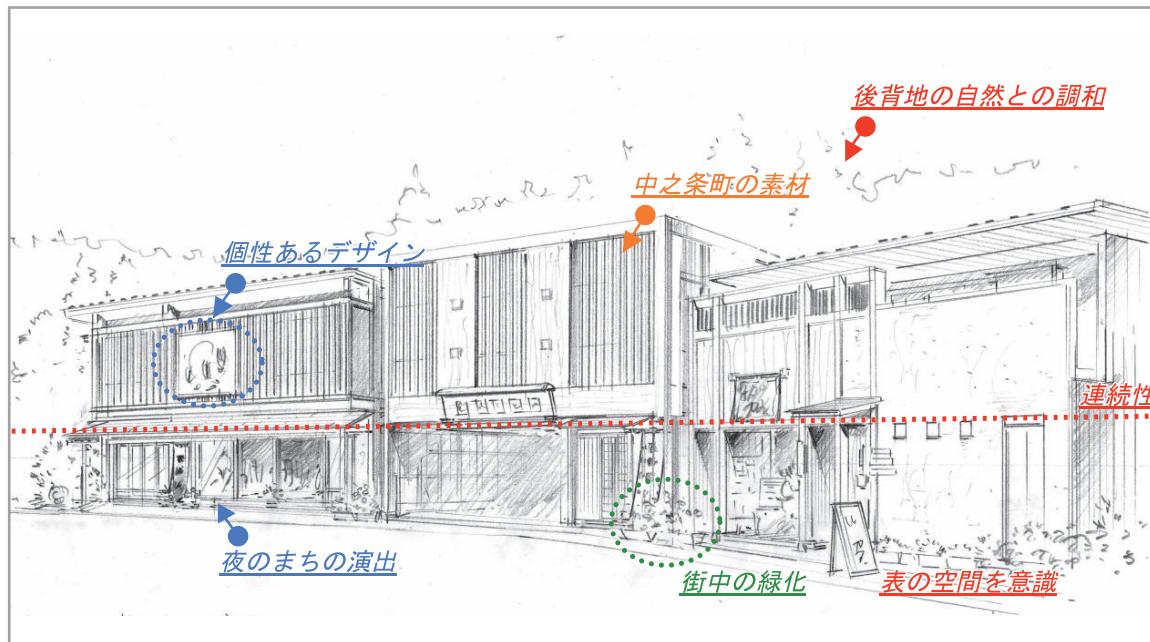
- ◇景観計画の内容を理解して、さらに各地域の理想とする景観形成に協力すること。
- ◇地域内の住民が互いの努力や取組みに対して話し合い、地域の景観の質を高めていくこと。
- ◇町民、事業者、行政が互いを尊重しながら景観形成を進めること。
- ◇地域のイベントや景観学習等の機会には積極的に参加すること。



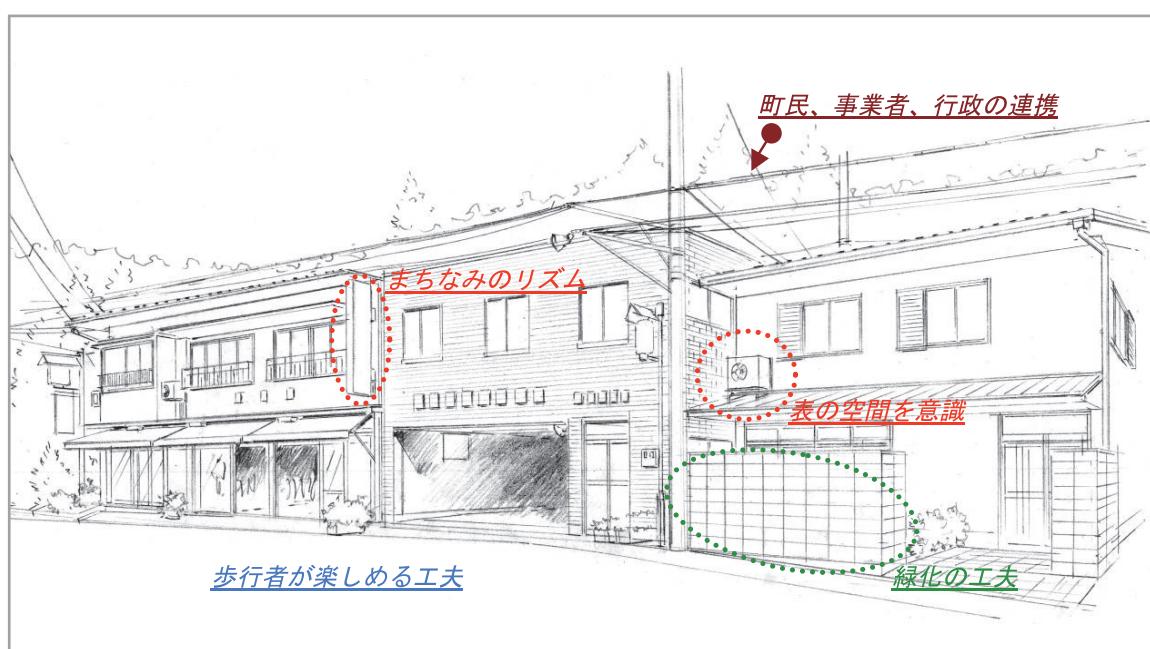
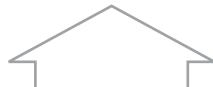
4-2 目指すべき理想の景観「ふるさと風景ノート」

景観形成に際する将来像を地区の全員で共有するために、景観形成のルールに則して「ふるさと風景ノート」に理想とする景観や避けるべき景観を描く。なお、以下に示す将来像はスポット的に描かれておりが、各自が景観計画の内容を理解し、少しずつ地域の景観の質を向上させることで、地区全体さらには町全体に波及させながら景観形成を進めていくものである。

四万温泉地区

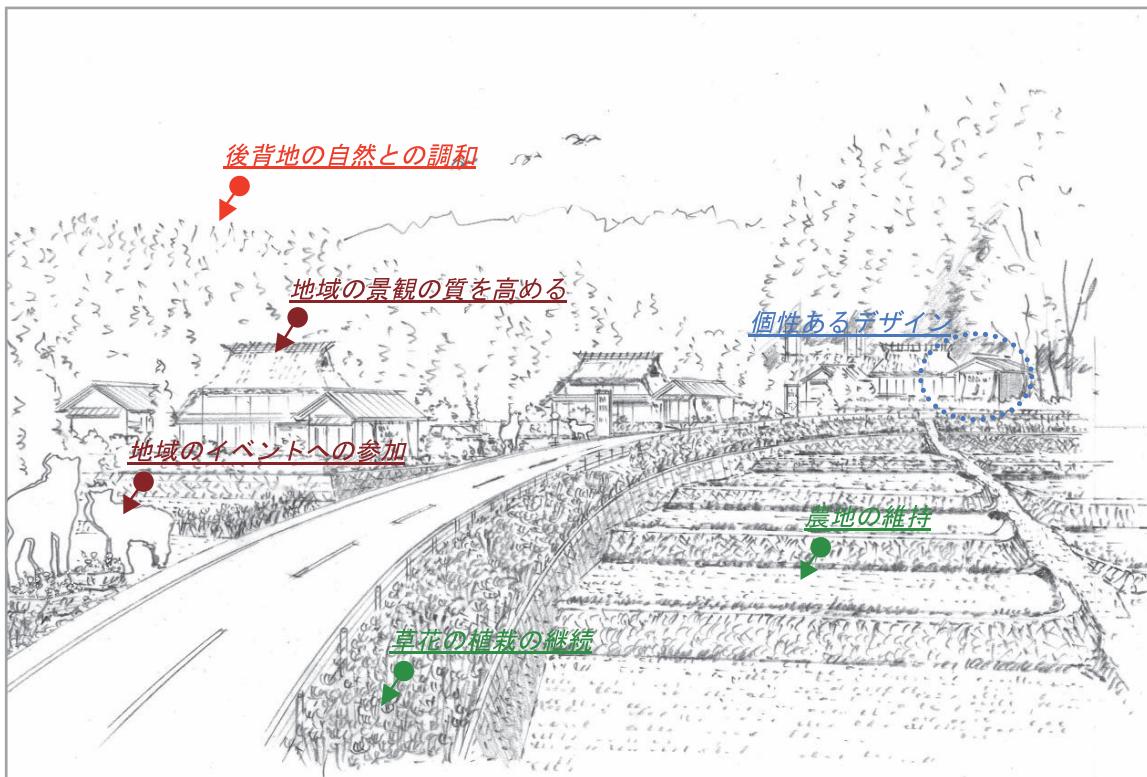


● 理想とする将来像



● 現況

伊参地区



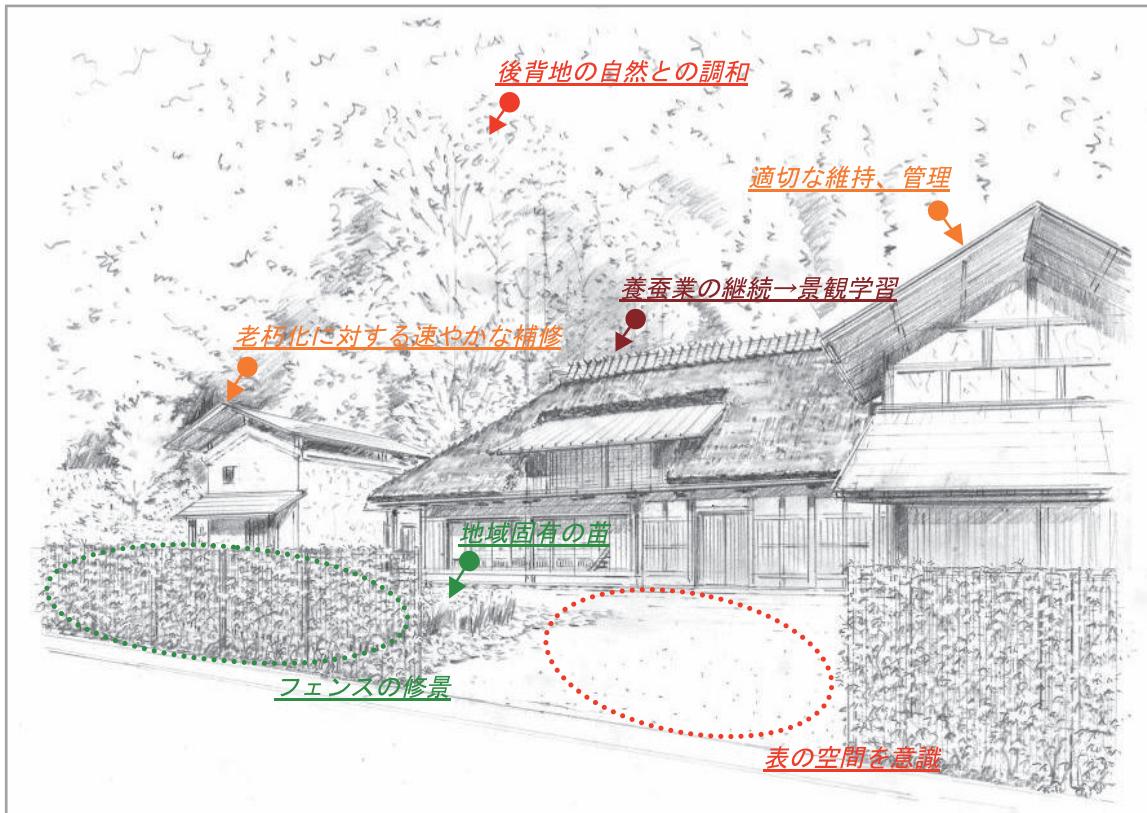
● 理想とする将来像

王子原地区

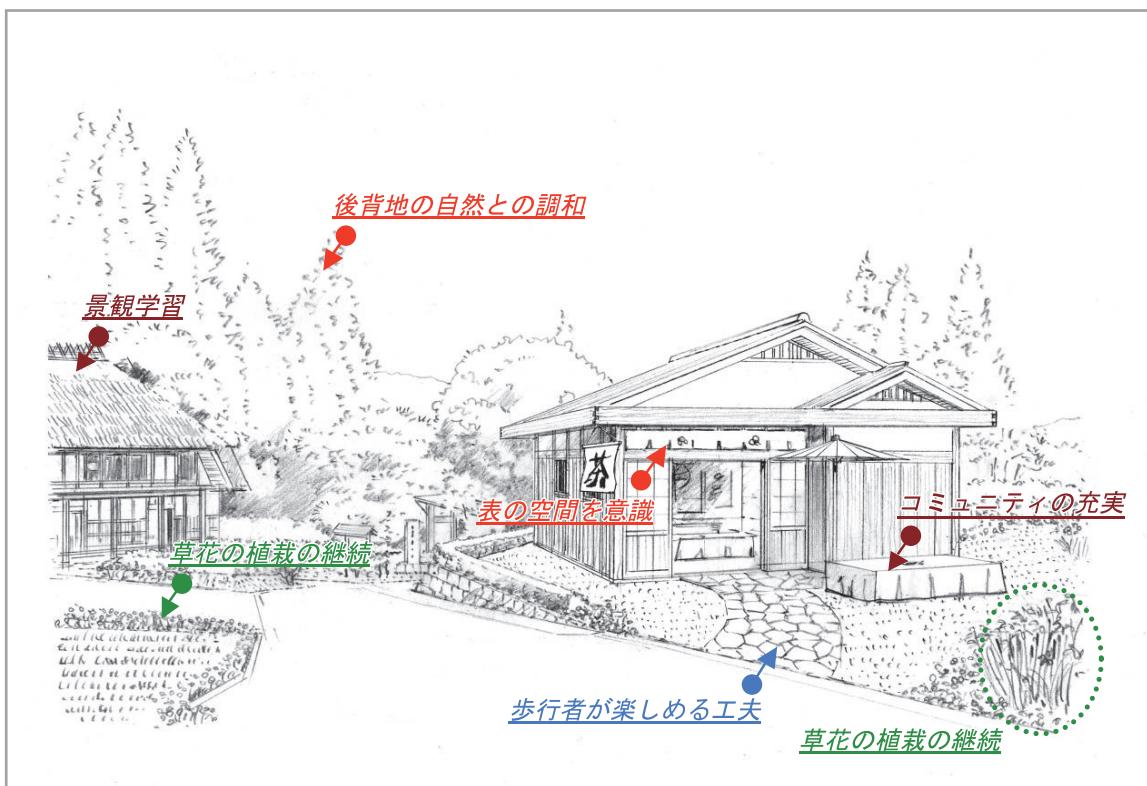


● 理想とする将来像

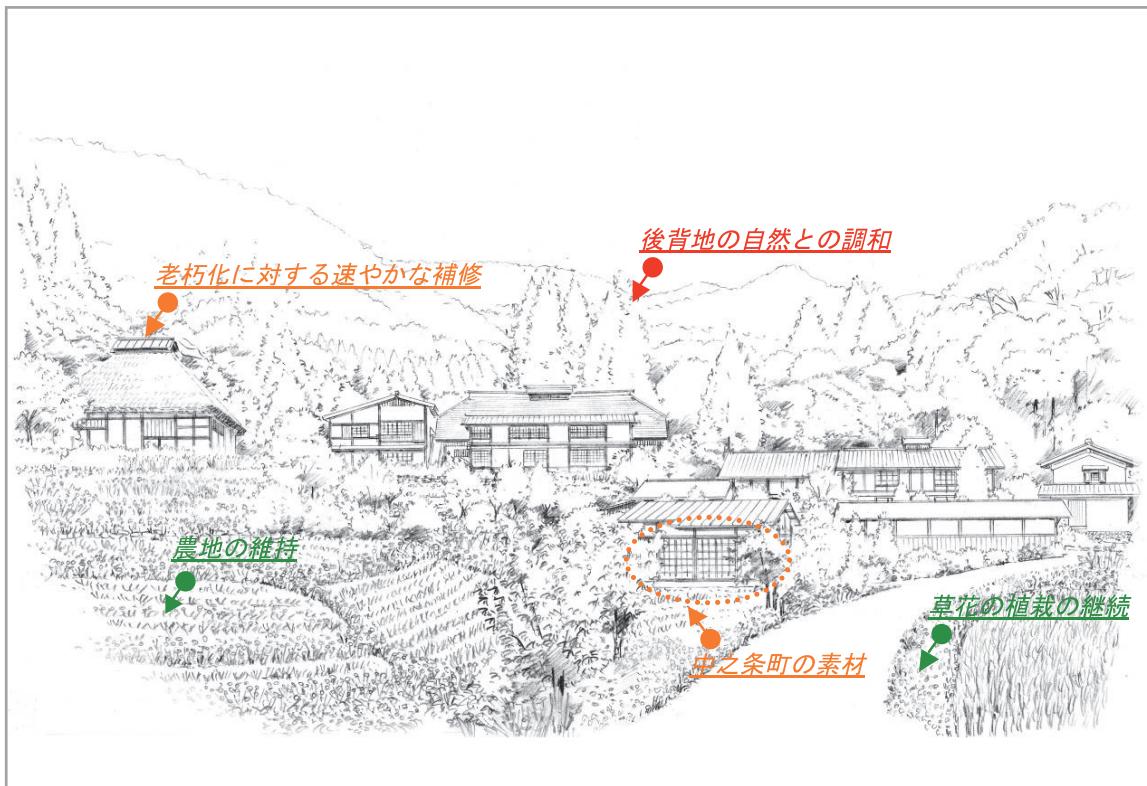
富沢家住宅周辺地区



● 理想とする将来像

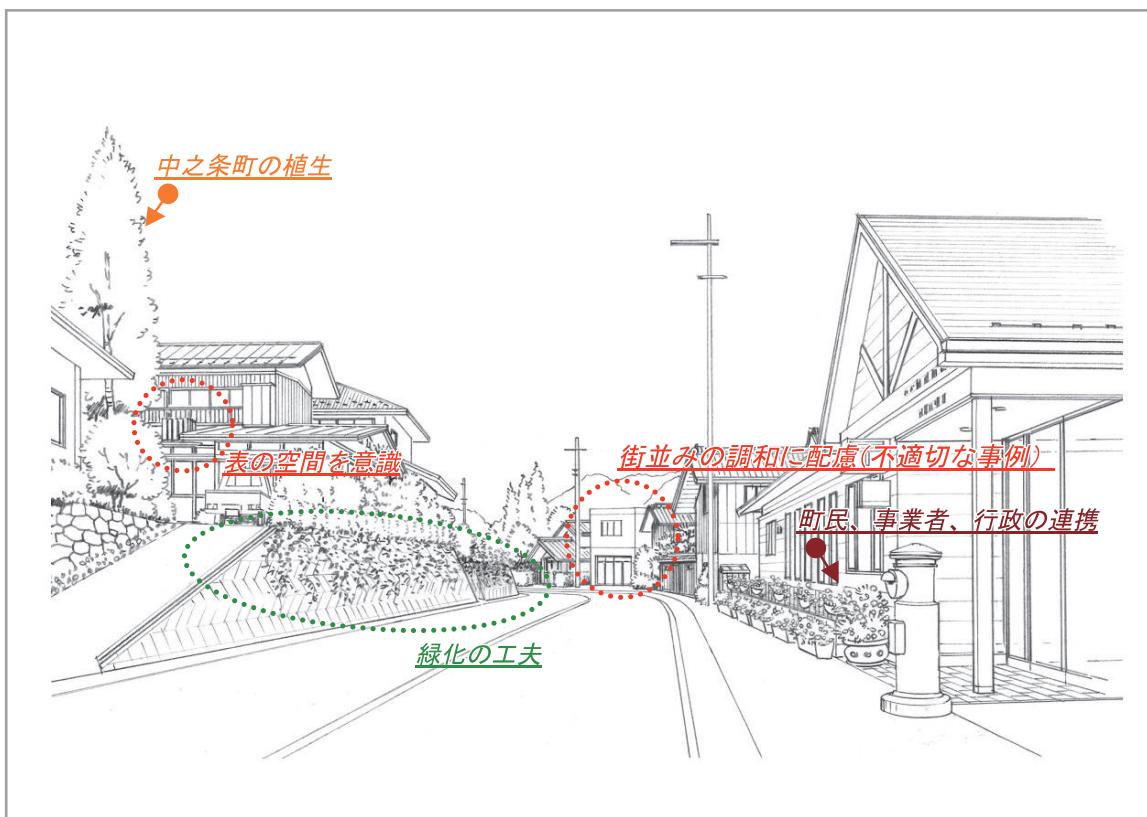


● 理想とする将来像

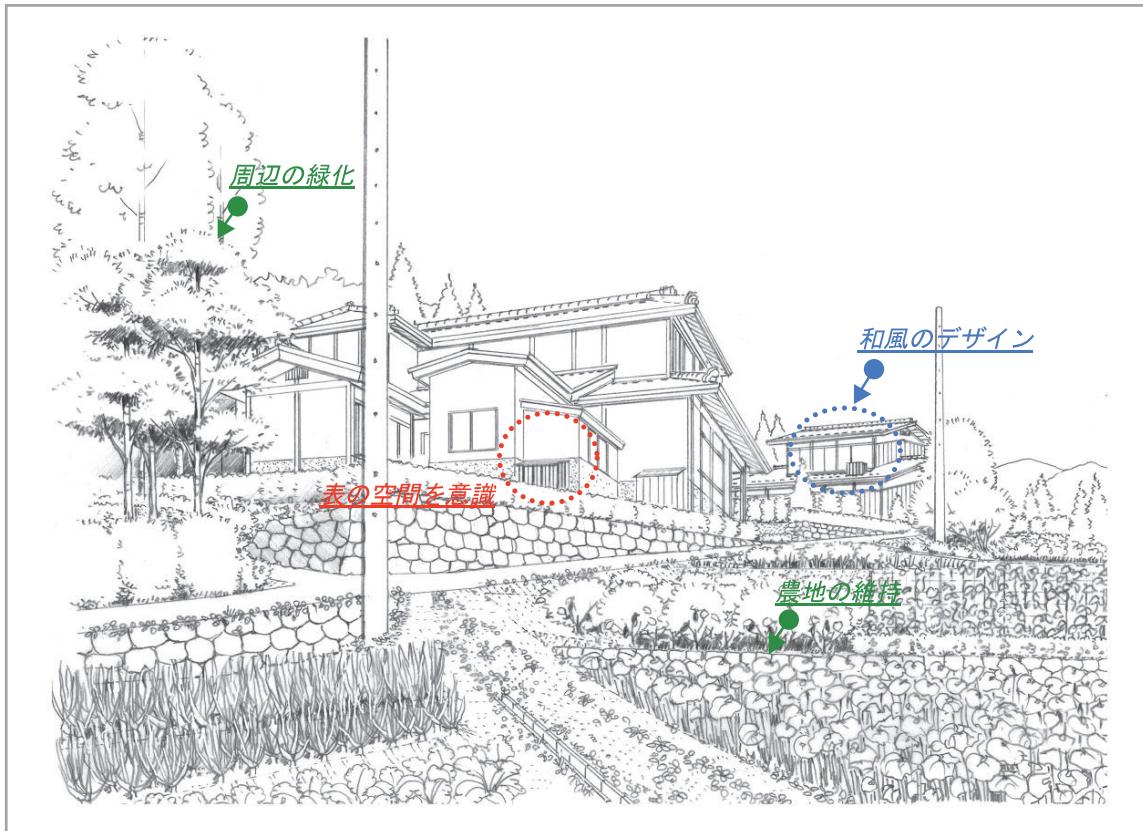


● 理想とする将来像

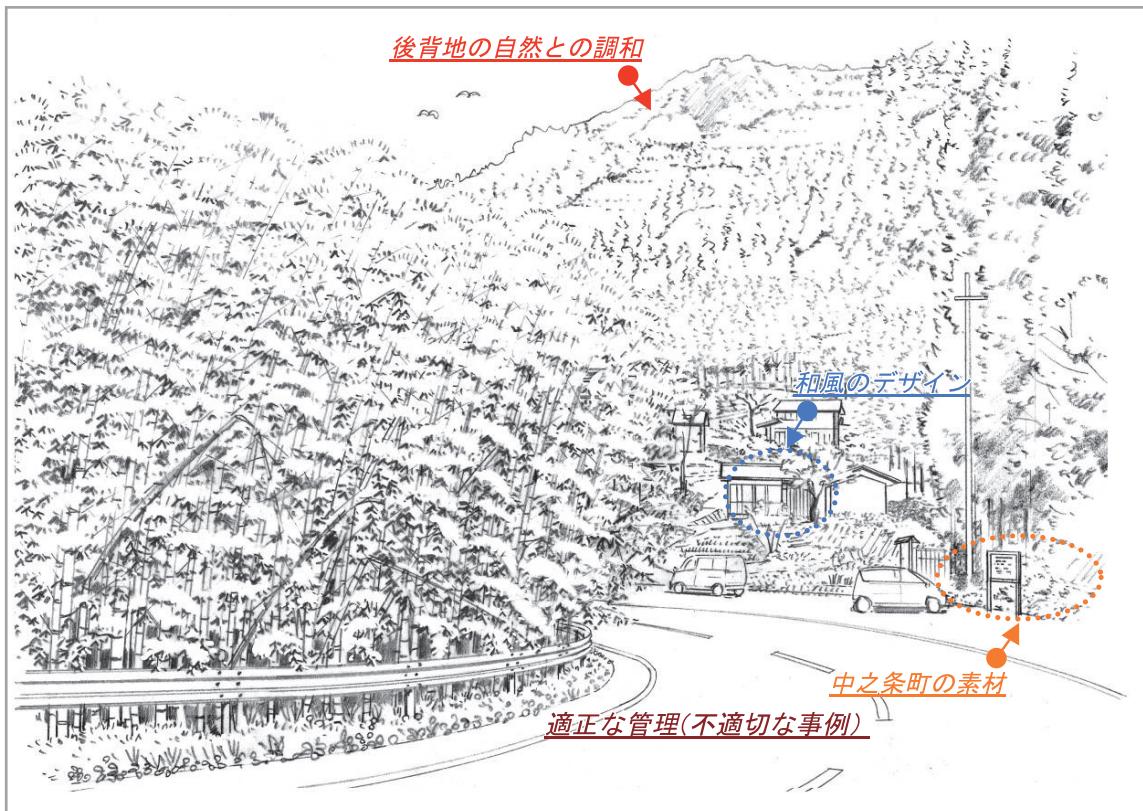
六合地区



● 理想とする将来像

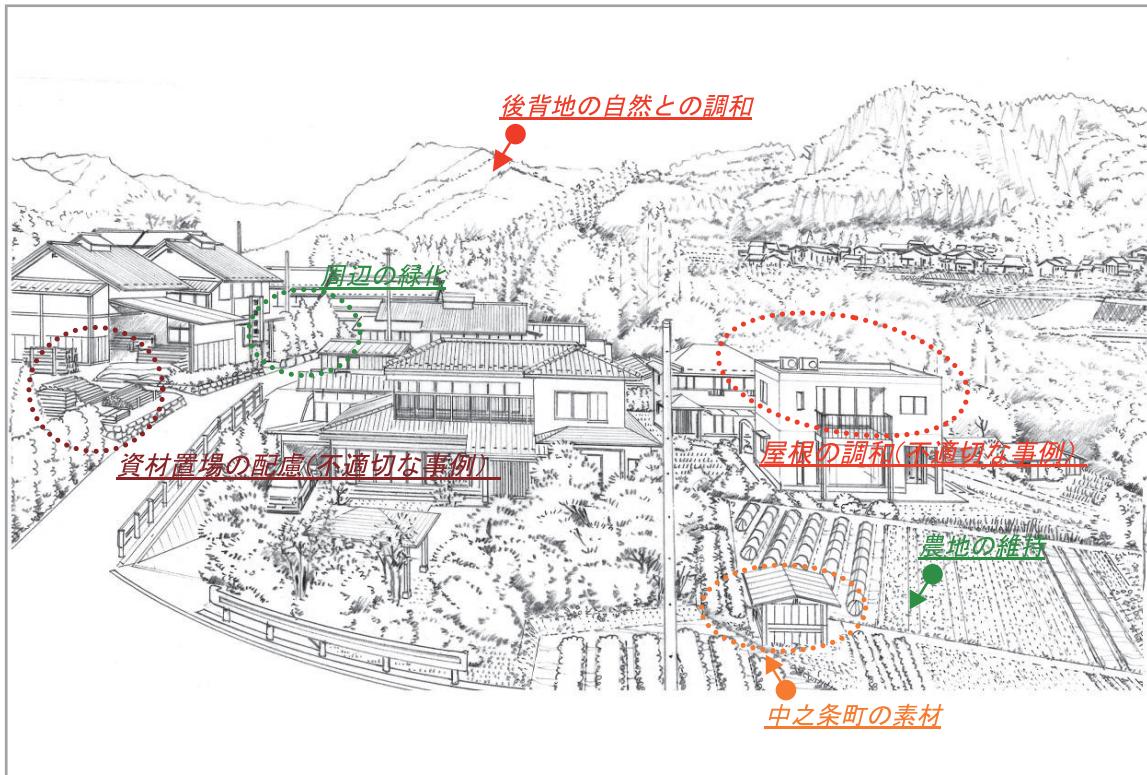


● 理想とする将来像



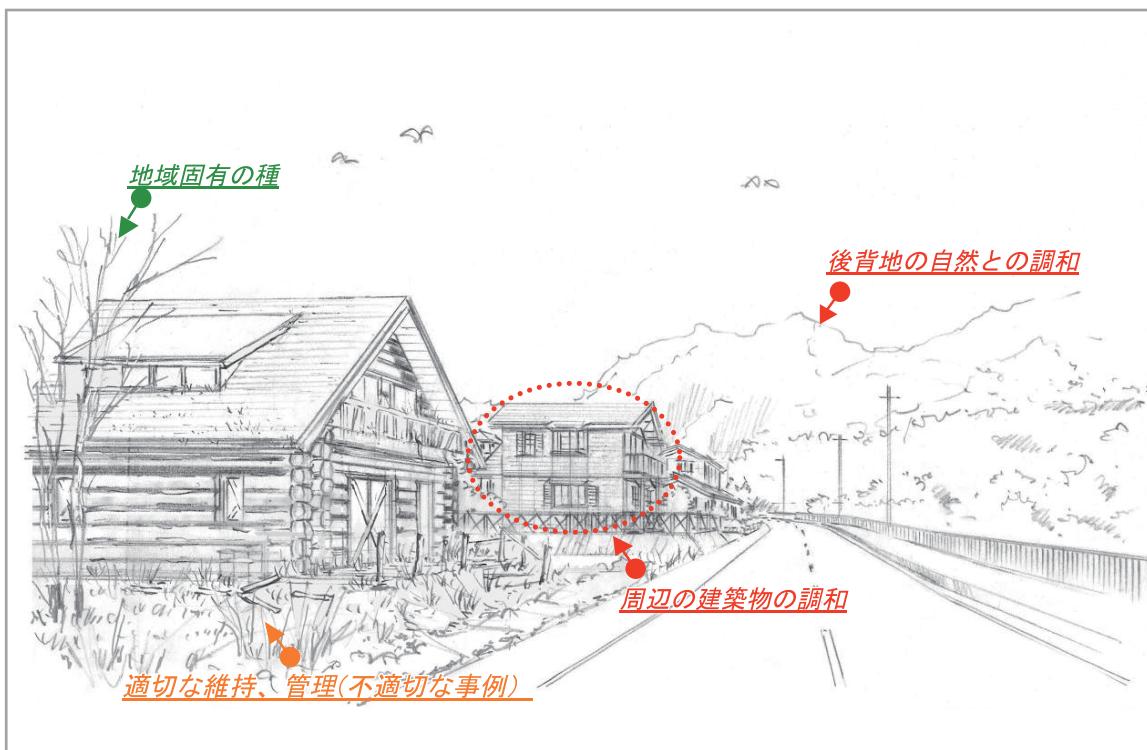
● 理想とする将来像

赤岩地区



● 理想とする将来像

四万街道沿道地区



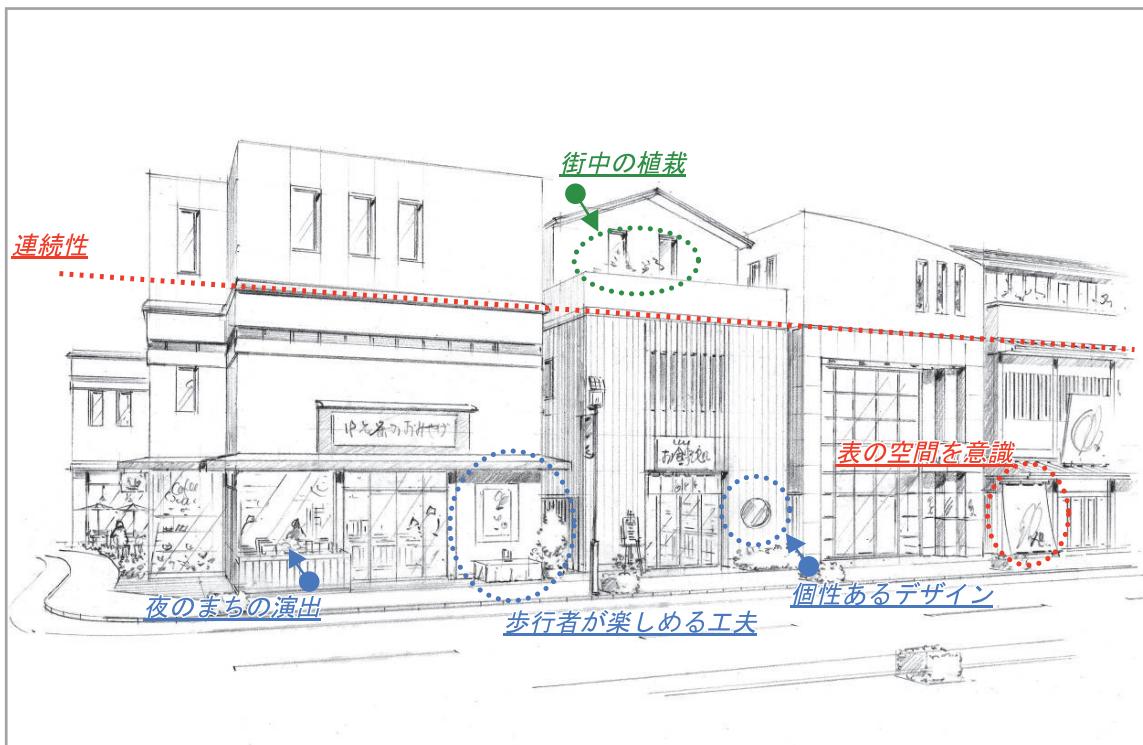
● 理想とする将来像

長野街道沿道地区



● 理想とする将来像

中之条停車場線沿道地区



● 理想とする将来像

5. 良好的な景観形成のための 行為の制限に関する事項

5-1 届出対象行為基準

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内において景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等、また、景観形成重点区域内のほぼすべての建築行為等を対象としてその行為の制限を定める。ここでは、景観計画に定める形態、色彩等の制限を受ける建築物等、その他条例に定める行為に関する届出対象行為基準を示す。

「中之条町景観計画区域」における届出対象行為基準

中之条町景観計画区域（都市計画区域外を含む）における届出対象行為基準を以下に示す。ただし、景観形成重点区域内はこの限りではない。

区域の概要		中之条町景観計画区域のうち、景観形成重点区域を除く区域。	
行 為		届 出 の 対 象	
建築物		高さ10mを越えるもの又は3階建て以上、あるいは建築面積100m ² を超えるもの、若しくは最長部の長さが20mを超えるもの（以下、大規模建築物という） ただし、以下の事項は除く。 (1) 増改築に係る部分の面積が10m ² 以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (3) 修繕、外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10m ² 以下のもの (4) 改築の際に外観の変更が伴わないもの	
工作物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	①さく、屏、擁壁の類	高さ2mかつ長さ10mを超えるもの
		②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	高さ10mを超えるもの （建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする）
		⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む）	ライフル線であるため、 協定書により対応する 【※届出除外】

行 為		届 出 の 対 象	
工 作 物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	⑦観覧車等の遊戯施設の類 ⑧アスファルトプラント ⑨自動車車庫用の立体施設 ⑩石油等の貯蔵、処理施設 ⑪汚水処理施設等の類	高さ10m又は建築面積100m ² を超えるもの
	ただし、以下の事項は除く。 (1) 増改築後の高さが従前以下のもの (2) 工事に必要な仮設の工作物の新設、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (3) 改築の際に外観の変更が伴わないもの		
	屋外における物品の集積 又は貯蔵	高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1) 見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2) 集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの (3) 農林漁業を営むために必要なもの (4) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの	
	地形の外観の変更を伴う 鉱物の掘採又は土石等の採取	面積が1,000m ² を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの ただし、以下の事項は除く。 (1) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの	
	土地の区画形質の変更	面積が1,000m ² を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの ただし、以下の事項は除く。 (1) 工事に必要な仮設の建築物又は工作物に係るもの (2) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要なもの (3) 農林漁業を営むために行うもの (4) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの	

※ライフルインとなる電気工作物は、将来的に世界遺産への登録を目指している大道地区や赤岩地区、温泉街としての景観を重視する四万温泉地区において、景観阻害要因となりかねないため、景観形成重点区域内では高さ10mを超える電気工作物を届出対象行為と設定する。なお、その他の場所に電柱を設置する場合には、協定書を結ぶことで最大限景観への配慮を行うものとする。

「景観形成重点区域」における届出対象行為基準

景観形成重点区域における届出対象行為基準を以下に示す。

区域の概要		中之条町景観計画区域のうち、特に重点的に景観形成を進める区域。		
行 為		届 出 の 対 象		
建築物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	建築面積10m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)工事に必要な仮設の建築物の新築、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (2)修繕、外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10m ² 以下のもの (3)改築の際に外観の変更が伴わないもの		
工作物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	①さく、塀、擁壁の類	高さ1.5mを超えるもの	
		②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	高さ5mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする)	
		⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む)	高さ10mを超えるもの	
		⑦観覧車等の遊戯施設の類 ⑧アスファルトプラント ⑨自動車車庫用の立体施設 ⑩石油等の貯蔵、処理施設 ⑪汚水処理施設等の類 ⑫彫像、記念碑の類	高さ5mかつ建築面積10m ² を超えるもの	
		ただし、以下の事項は除く。 (1)工事に必要な仮設の工作物の新設、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (2)改築の際に外観の変更が伴わないもの		
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5mかつ面積100m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2)集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの (3)農林漁業を営むために必要なもの (4)非常災害のため必要な応急措置として行うもの		

行 為	届 出 の 対 象
地形の外観の変更を伴う 鉱物の掘採又は土石等の 採取	高さ1.5mかつ面積300m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)非常災害のため必要な応急措置として行うもの
土地の区画形質の変更	高さ1.5mかつ面積300m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)工事に必要な仮設の建築物又は工作物に係るもの (2)既存の建築物又は工作物の管理のために必要なもの (3)農林漁業を営むために行うもの (4)非常災害のため必要な応急措置として行うもの
木竹の伐採又は植栽	面積1,000m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)間伐、枝打ち、整枝等の木竹の保育のために通常 行われる伐採 (2)枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 (3)木竹の仮植若しくは補植又は仮植した木竹の伐採 (4)農林漁業を営むために行うもの (5)有害鳥獣の駆除対策に係る木竹の伐採 (6)非常災害のため必要な応急措置として行うもの

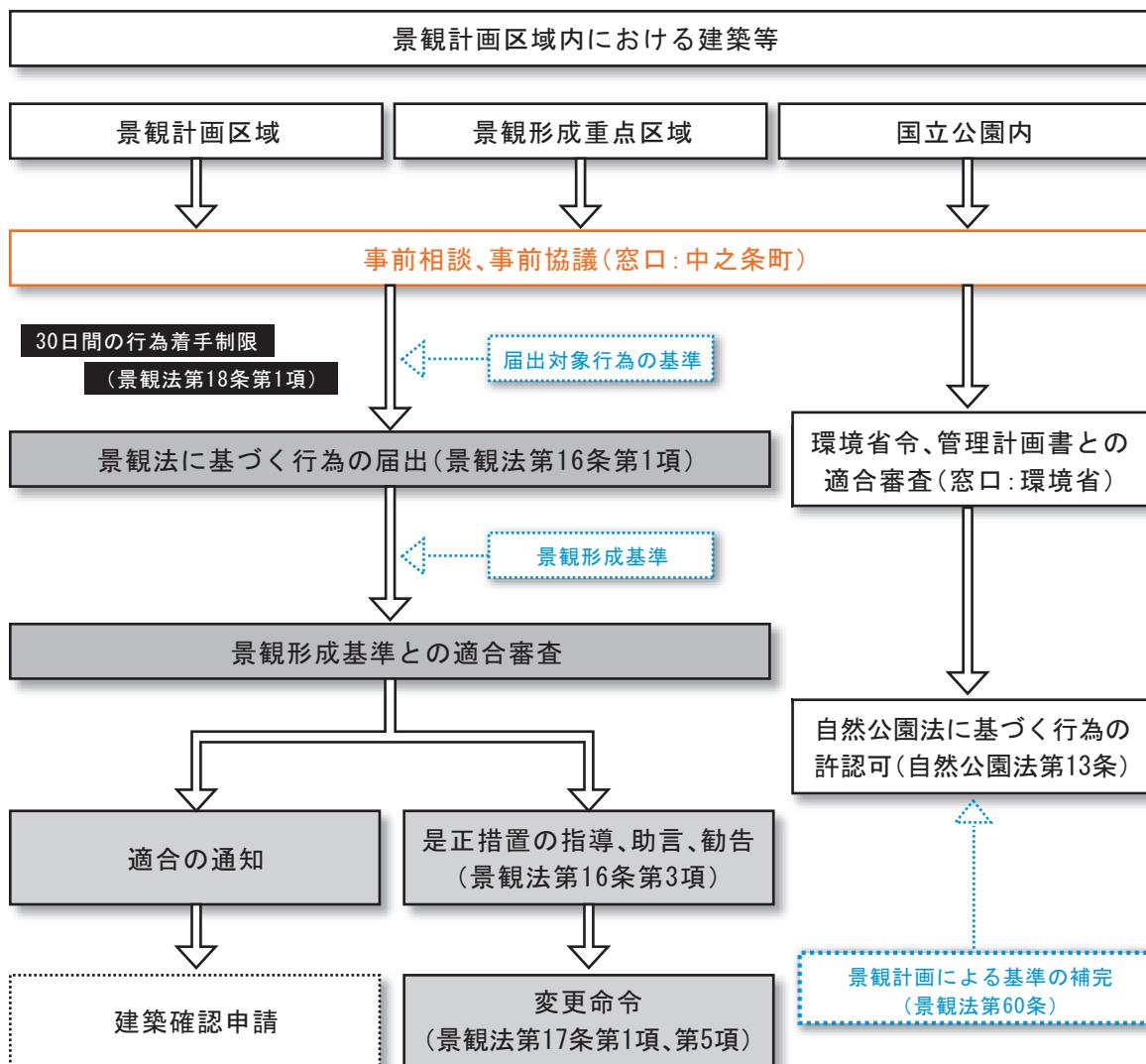
※沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)における届出対象行為基準は、建築物及び工作物は大規模建築物等の基準に基づき、その他の事項は景観形成重点区域の基準に基づく。

※電線路又は空中線系(その支持物を含む)は、高さ10m以下は大規模建築物等と同様に協定書により対応する。

届出フロー

前述の基準に該当する行為を景観計画区域又は景観形成重点区域内で行おうとする者は、景観法の規定による届出を行う前に中之条町(建設課)と事前相談又は事前協議を行い、行為の内容の適合性や届出等の手続に関して町と相談することができる。なお、届出対象行為に該当しない場合でも、良好な景観形成につながる相談や情報提供等に対して、住民や事業者が気軽に相談できる窓口を設置し、住民とともに地域のあるべき姿を目指した景観形成に努める。

その後、景観法の規定に基づいて届出された行為については、景観形成基準と照らし合わせて適合の審査を行い、適合と認められれば当該行為に着手できる。なお、景観形成基準との適合に問題がある場合は、指導、助言又は景観法第16条第3項に規定する勧告を行う。また、景観法第18条の規定により、町が届出を受理した日から30日間(実地調査が必要な場合は最長90日間)は当該行為に着手することができない。ただし、町長が良好な景観形成に支障がないと認めたときは、その旨の通知を受理した日から着手できることから、事前協議を設置することで、町民や事業者のニーズに応えていく。



※国立公園内では、町の事前協議を実施するほか、自然公園法に基づく許認可を要する。

5-2 景観形成基準

各区域において良好な景観形成を図るため、前項において届出された行為については、第4章に示されている「景観形成のルール」を踏まえるとともに、「ふるさと風景ノート」に描かれている将来像を実現するために、以下の基準を満たすことを要するものとする。

「中之条町景観計画区域」における景観形成基準

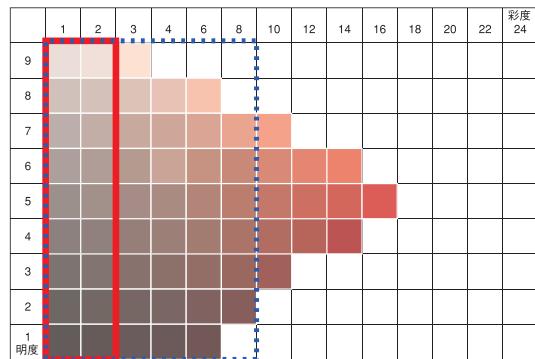
中之条町景観計画区域における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

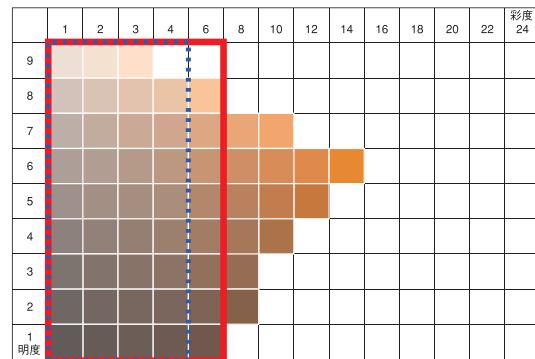
対象	事項	基準
建築物	色 彩	<p>屋根</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 2.5R ~ 2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度8以下 2.5YR ~ 2.5R(2.5Rは含まない) : 彩度4以下 N2 ~ N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下</p>
		<p>外壁</p> <p>◇各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし、20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R ~ 2.5BG(2.5BGは含まない) : 彩度6以下 2.5BG ~ 10R(10Rは含まない) : 彩度2以下 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。
		<p>色 彩</p> <p>◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y: 明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
	緑化	◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>

« 図 色彩基準 »

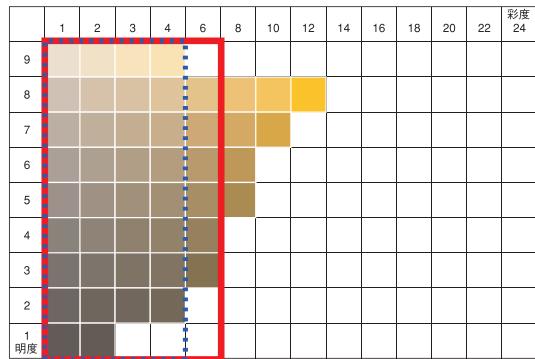
2.5R



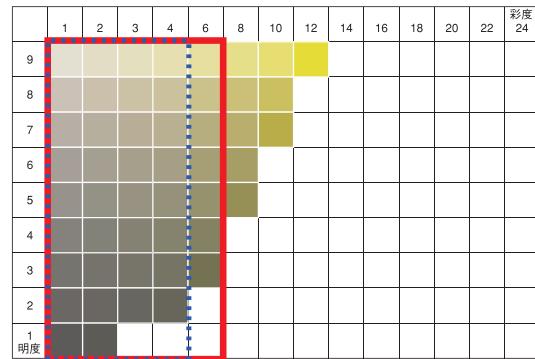
2.5YR



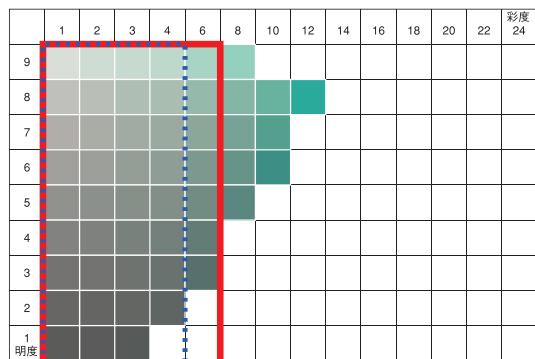
2.5Y



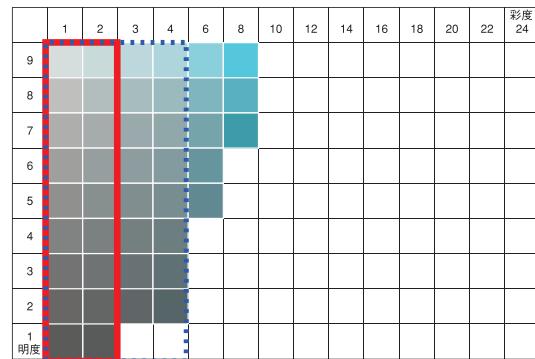
2.5GY

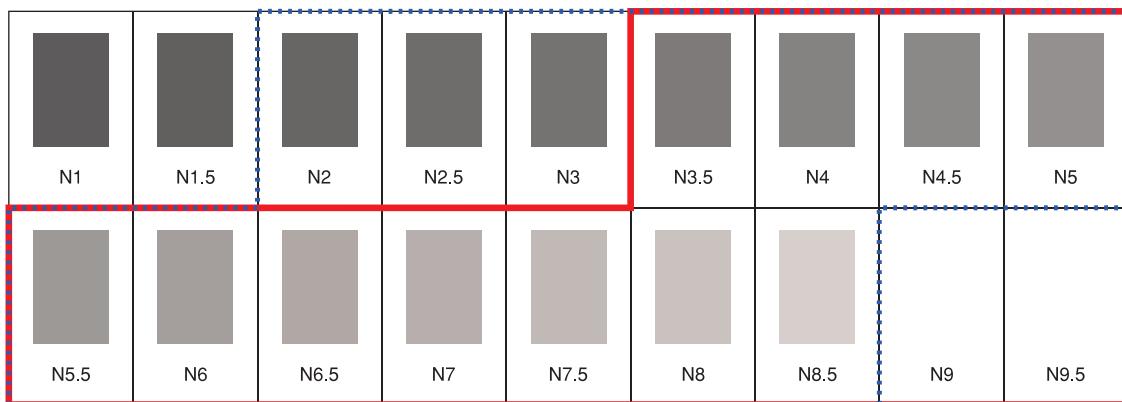
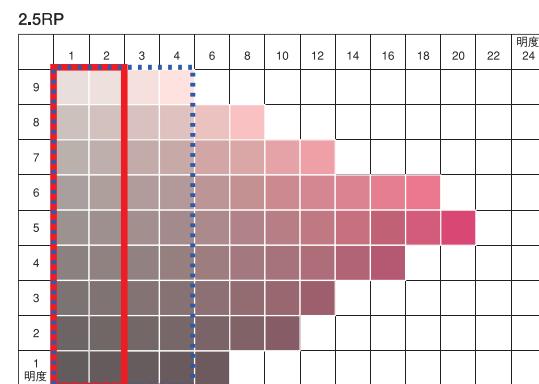
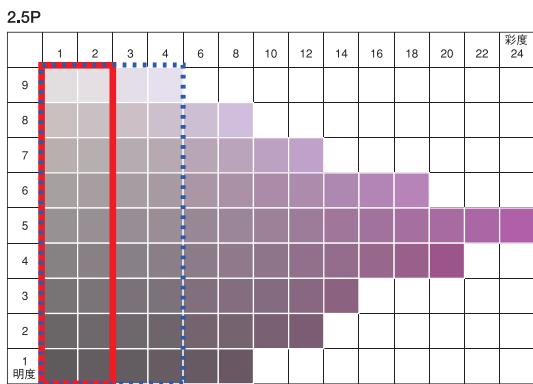
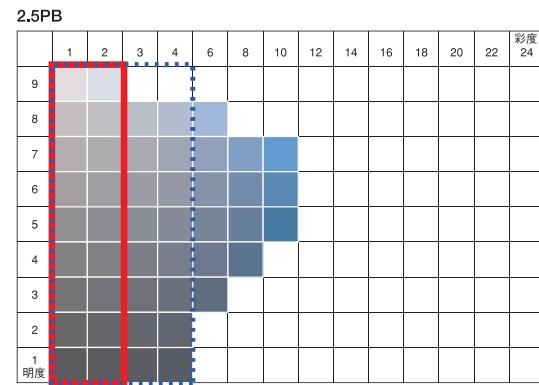
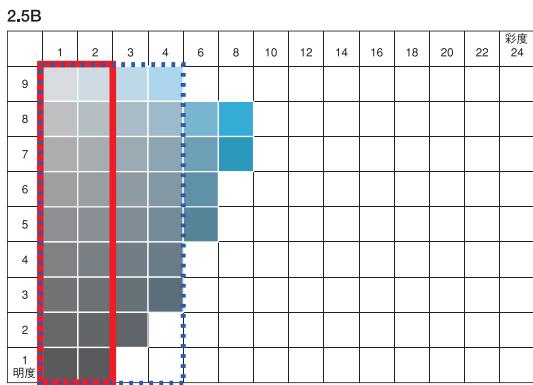


2.5G



2.5BG





屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

「景観形成重点区域」における景観形成基準

四万温泉地区

四万温泉地区における行為の制限に関する内容を以下に示す(四万温泉地区については、自然公園法に基づく国立公園管理計画書が策定されており、この規制内容に対して、以下の内容を付け加える)。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。 ◇道路や河川に面する部分(ファーサード)は温泉地に相応しい安らぎと賑わいを感じることができるように工夫する。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。 ◇軒先の高さを揃えるなど、沿道景観に配慮する。 ◇道路に面する部分は開口部を設けて、ショーウィンドウ等により、観光客にアピールできる空間とする。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> ◇外観に配慮する。

対象		事項	基準
建築物	意匠形態	建具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。
	緑化		◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般		◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。
	緑化		◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽		◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置		◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。
木竹の伐採又は植栽			◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。 ◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。

伊参地区

伊参地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

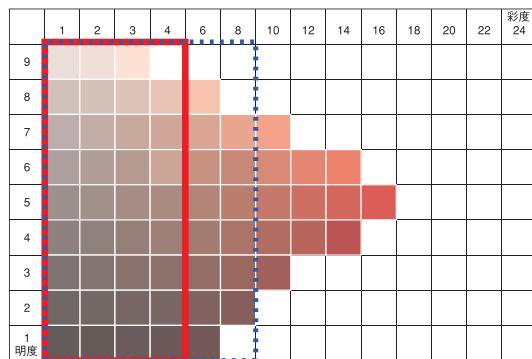
事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。 ◇背後地の自然景観と農地との調和に配慮する。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるよう配置する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。 ◇建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> ◇外観に配慮する。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

対象	事項	基準
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>10R～10B(10Bは含まない) : 彩度4以下 10B～10R(10Rは含まない) : 彩度8以下 N2～N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>5YR～5Y(5Yは含まない) : 彩度6以下 5Y～5YR(5YRは含まない) : 彩度4以下 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上</p>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y: 明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。

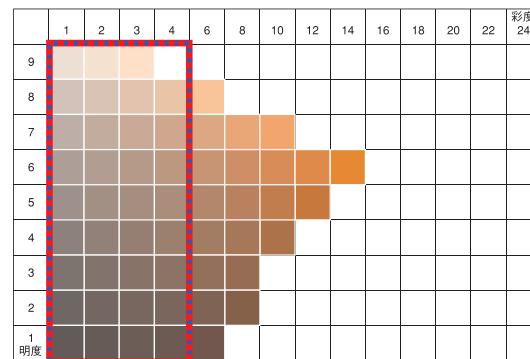
事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

« 図 色彩基準 »

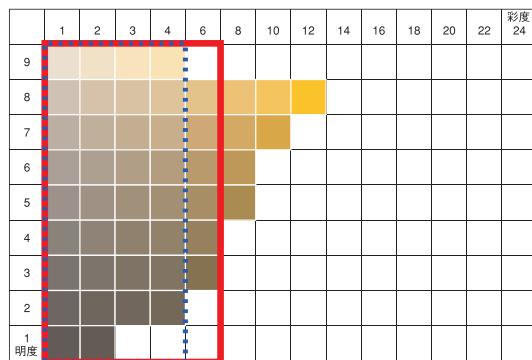
2.5R



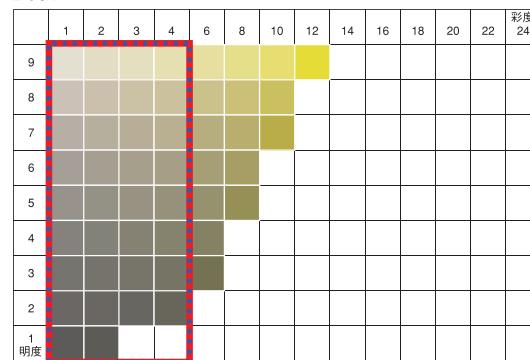
2.5YR



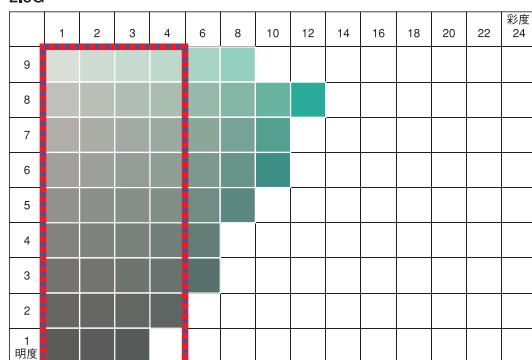
2.5Y



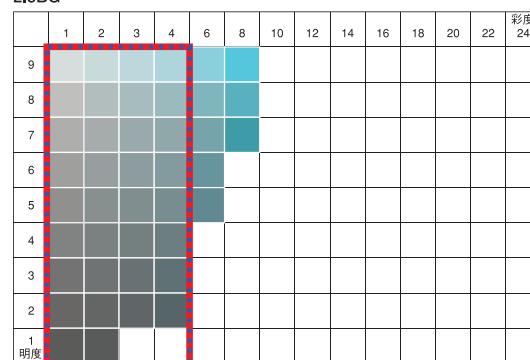
2.5GY

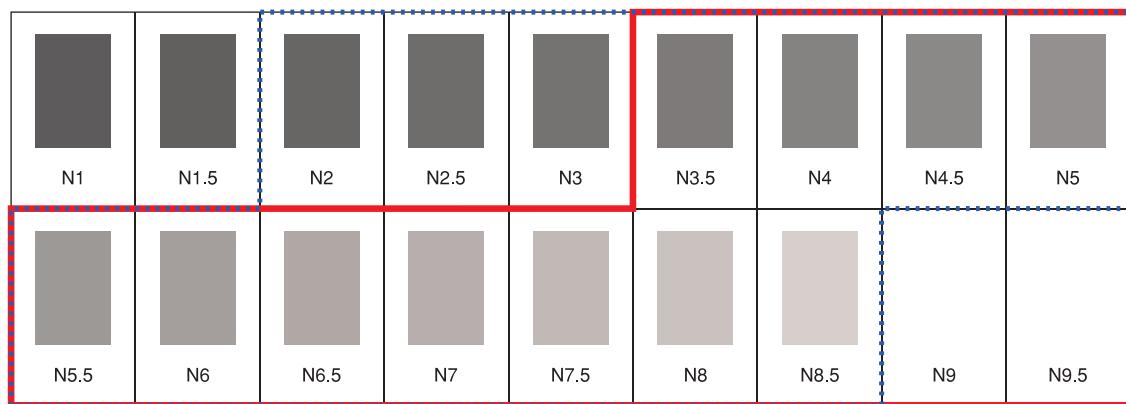
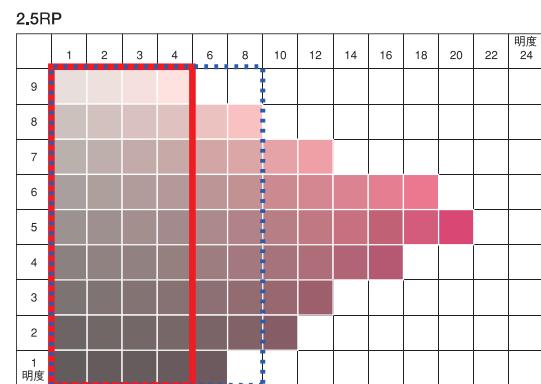
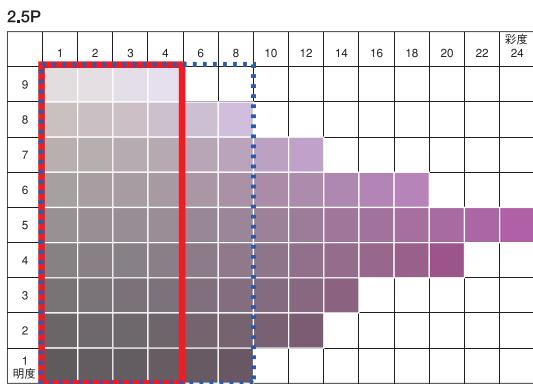
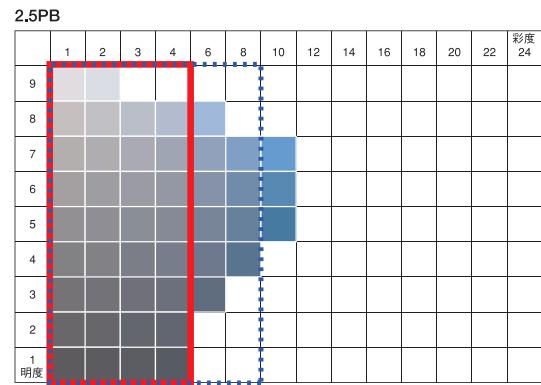
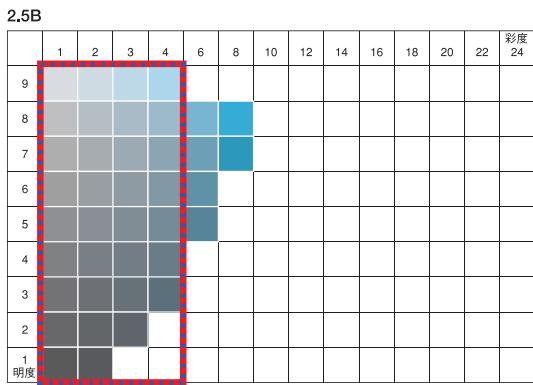


2.5G



2.5BG





屋根に使用する色彩の推奨範囲

外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

富沢家住宅周辺地区

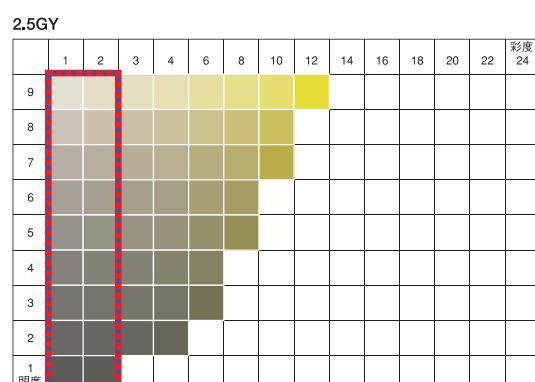
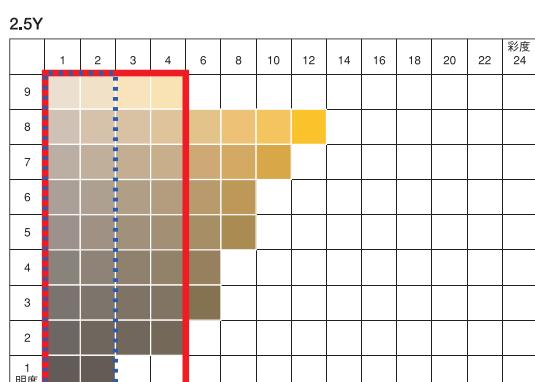
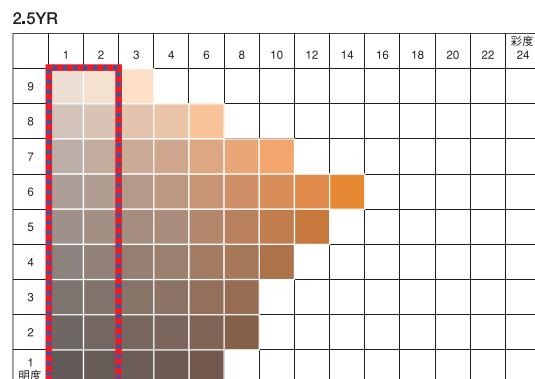
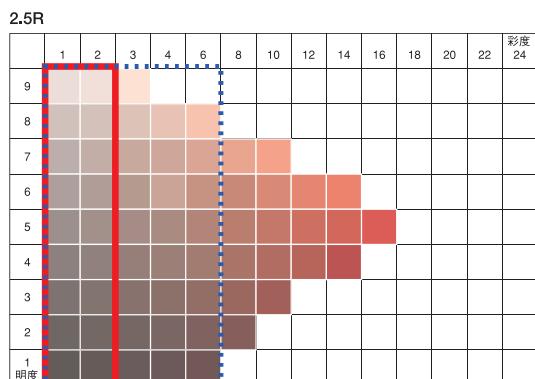
富沢家住宅周辺地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇国指定重要文化財である富沢家住宅が位置する集落地であり、養蚕業の歴史を後世に伝えるために、歴史ある民家のある風景を残していく。 ◇桑畑をはじめ、起伏のある地形を活かした農地と一体となった集落の風景を残していく。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。 ◇現在の建築物の位置、道路からの距離を可能な限り変更せず、道路からの景観を保全する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	
	◇建築物や工作物の高さは、Iの範囲は、15mを越えないようにする。ただし、既存の建築物等の改築、修繕はこの限りではない。	◇建築物や工作物の高さは、IIの範囲は、15mを越えないように配慮する。ただし、既存の建築物等の改築、修繕はこの限りではない。
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。

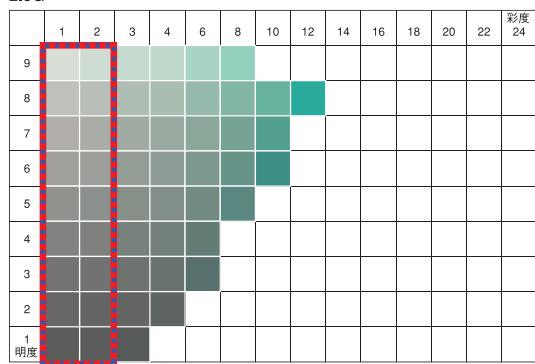
対象		事項	基準		
建築物	意匠形態	建具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。		
		付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。		
	色彩	屋根	◇彩度9以上の色彩を使用しない。		
			◇Iの範囲は、以下の色彩を使用する。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～10B(10Bは含まない):彩度2以下 10B～10R(10Rは含まない):彩度6以下 N2～N8.5(無彩色):明度2以上8.5以下	◇IIの範囲は、以下の色彩を基調とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～10B(10Bは含まない):彩度2以下 10B～10R(10Rは含まない):彩度6以下 N2～N8.5(無彩色):明度2以上8.5以下	
		外壁	◇彩度9以上の色彩を使用しない。		
			◇Iの範囲は、以下の色彩を使用する。ただし、素材色はこの限りではない。 5YR～5Y(5Yは含まない):彩度4以下 5Y～5YR(5YRは含まない):彩度2以下 N3.5以上(無彩色):明度3.5以上	◇IIの範囲は、以下の色彩を基調とする。ただし、素材色はこの限りではない。 5YR～5Y(5Yは含まない):彩度4以下 5Y～5YR(5YRは含まない):彩度2以下 N3.5以上(無彩色):明度3.5以上	
	緑化		◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。		
工作物	意匠全般		◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。		
	色彩		◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y:明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。		
	緑化		◇敷地内の植樹、植栽を行う。		
屋外における 物品の集積又 は貯蔵	集積、貯蔵の 方法及び遮蔽	◇道路から見えにくくするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。			

対象	事項	基準
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。
木竹の伐採又は植栽		<ul style="list-style-type: none"> ◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。 ◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。

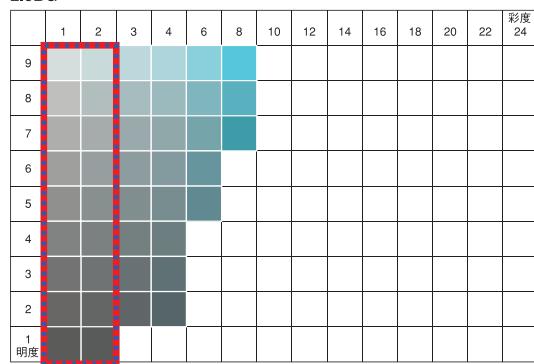
« 図 色彩基準 »



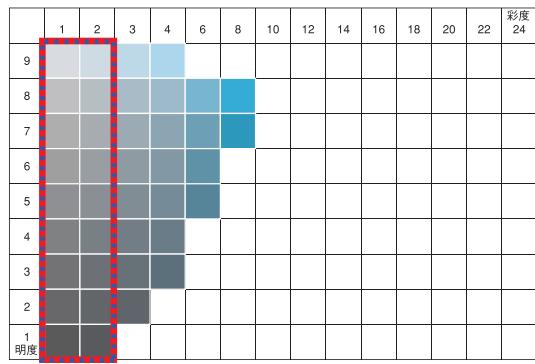
2.5G



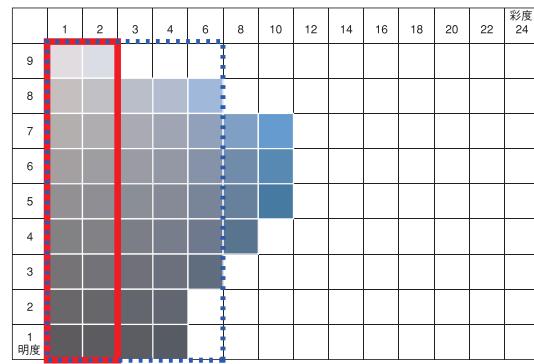
2.5BG



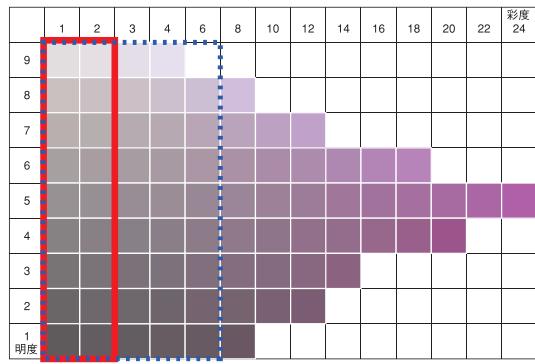
2.5B



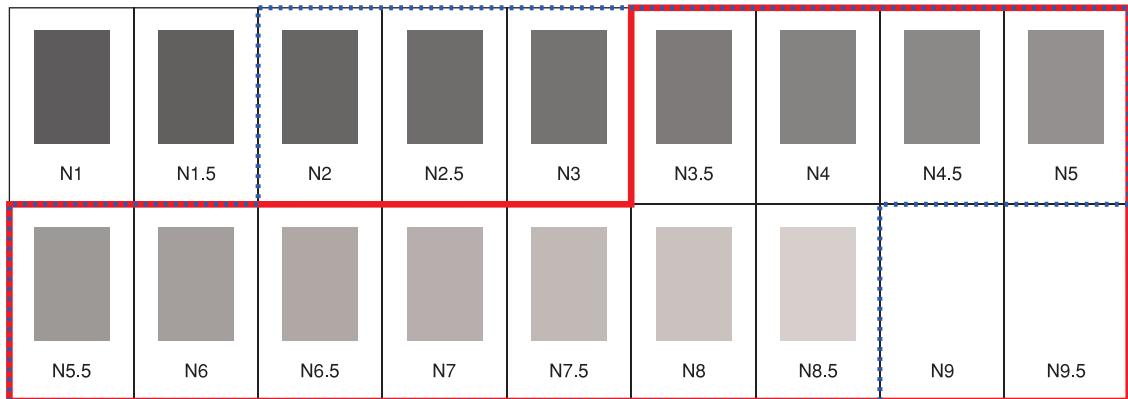
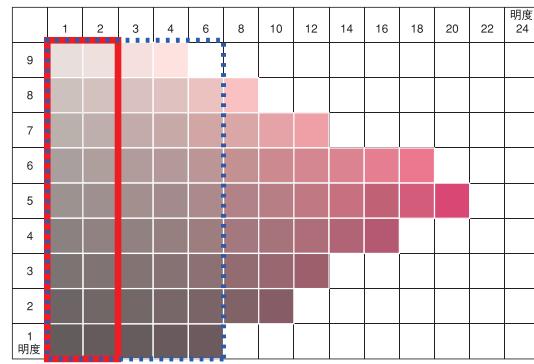
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

東谷(柄窪)風穴周辺地区

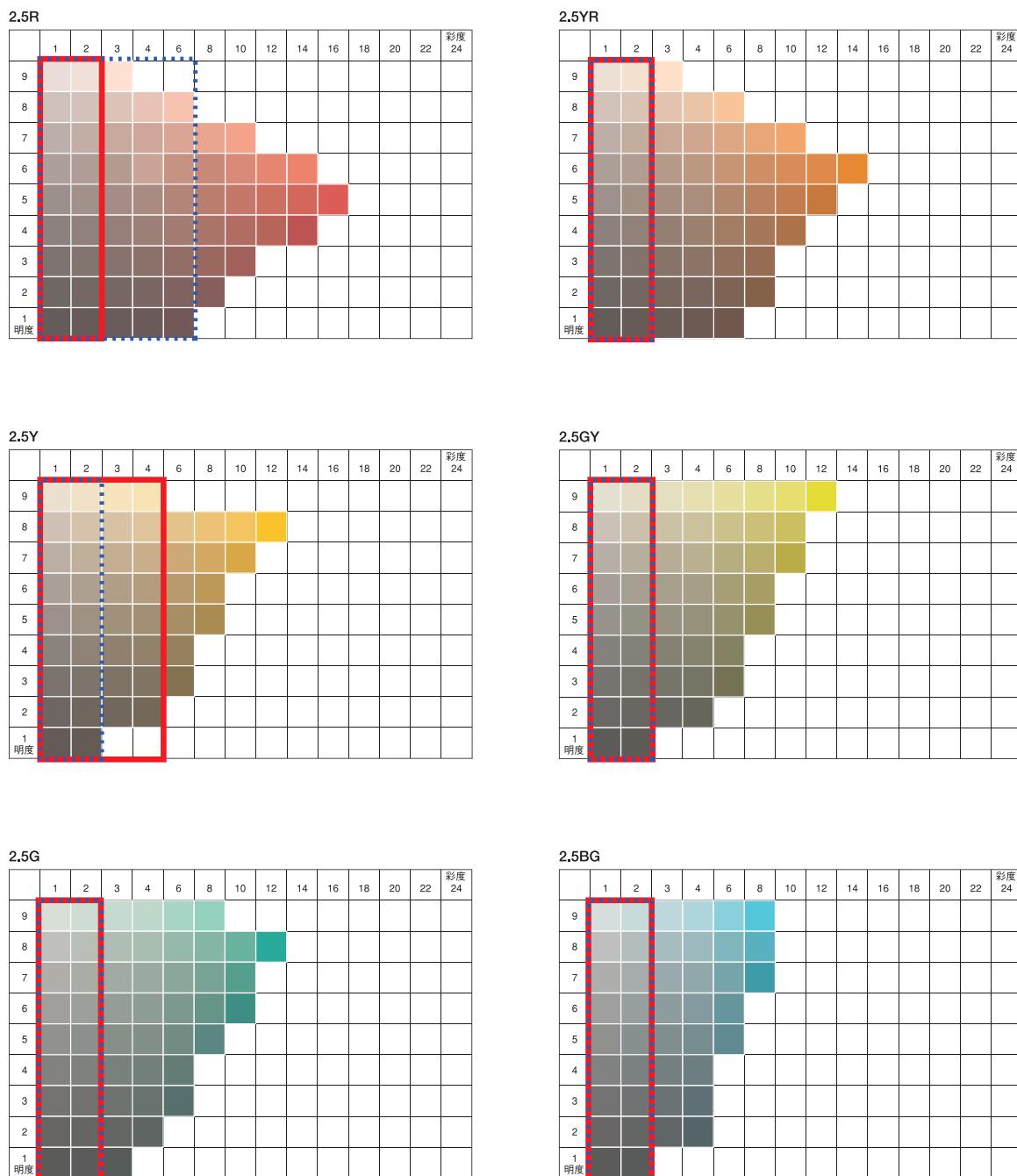
東谷(柄窪)風穴地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇国指定史跡である東谷(柄窪)風穴が位置する地区であり、養蚕業の歴史を後世に伝えるために、現状の山間の樹林地の雰囲気を保全する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、これを積極的に保全し、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 ◇建築物や工作物の高さは、10mを越えないようにする。 ◇建築物の建築面積は100m ² を越えないようにする。	
対 象	事 項	基 準
建築物 意匠形態	意匠全般	◇周囲の樹林地における自然景観に馴染むようにする。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。 ◇建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

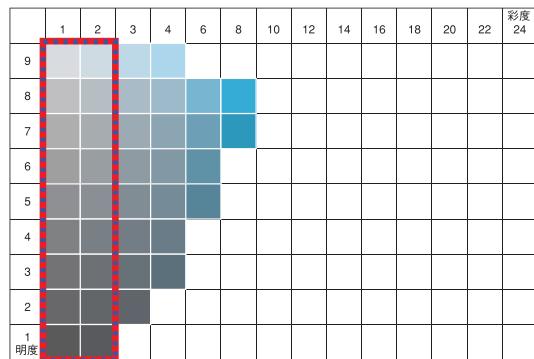
対象	事項	基準
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>10R ~ 10B(10Bは含まない):彩度2以下 10B ~ 10R(10Rは含まない):彩度6以下 N2 ~ N8.5(無彩色):明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>5YR ~ 5Y(5Yは含まない):彩度4以下 5Y ~ 5YR(5YRは含まない):彩度2以下 N3.5以上(無彩色):明度3.5以上</p>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y:明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路から見えにくいようにするために、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。

事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

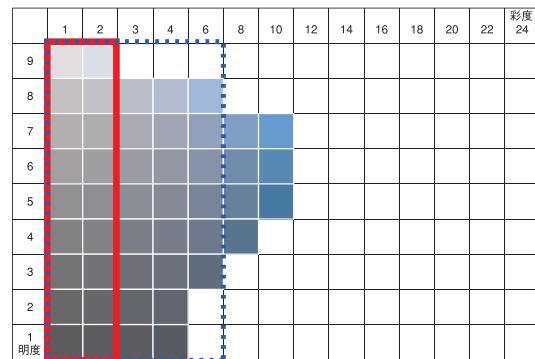
『図 色彩基準』



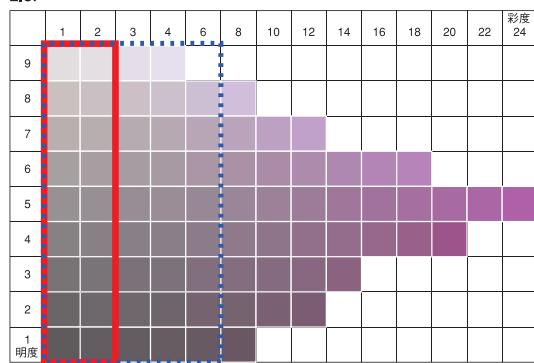
2.5B



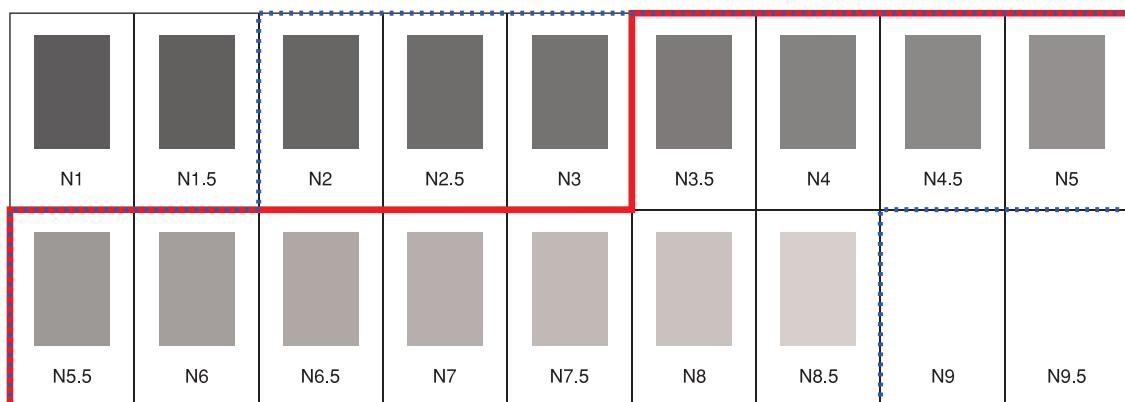
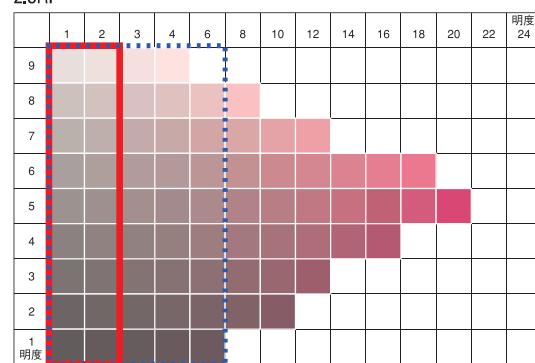
2.5PB



2.5P



2.5RP



※代表的な色相別の制限基準を示している。

王子原地区

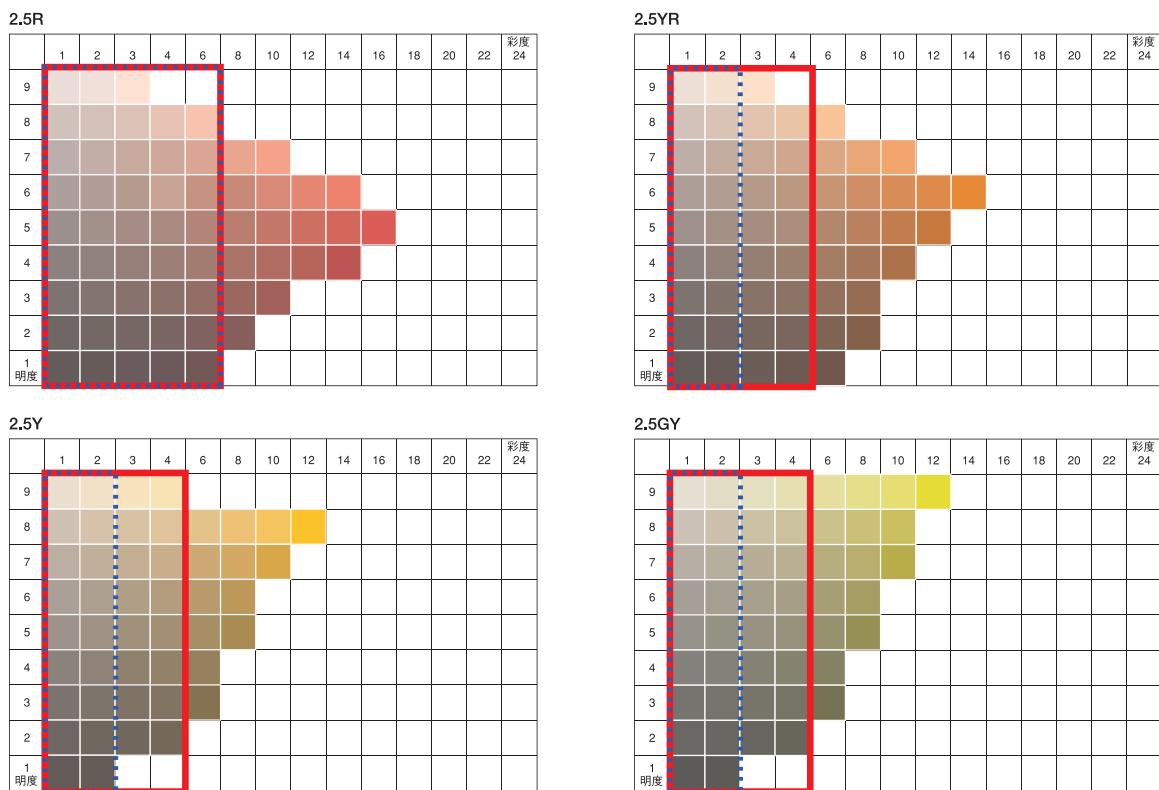
王子原地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 ◇周囲に圧迫感を与えないように空地を確保する。なお、高層の場合には、十分な空地を確保する。	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

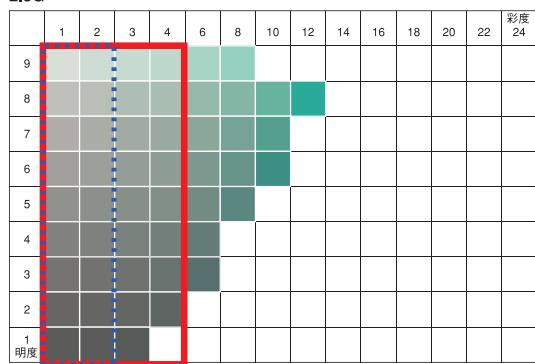
対象	事項	基準
建築物	屋根	<p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。</p> <p>◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。</p> <p>10R～10B(10Bは含まない)：彩度2以下 10B～10R(10Rは含まない)：彩度6以下 N2～N8.5(無彩色)：明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<p>◇各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし、20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。</p> <p>◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。</p> <p>2.5YR～7.5B(7.5Bは含まない)：彩度4以下 7.5B～2.5YR(2.5YRは含まない)：彩度6以下 N3.5以上(無彩色)：明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<p>◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。</p> <p>◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。</p>
	色彩	<p>◇彩度9以上を禁止する。</p> <p>◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y：明度3以下、彩度3以下</p> <p>◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
	緑化	◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。</p> <p>◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。</p> <p>◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>

対象	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。</p> <p>◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p> <p>◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>
木竹の伐採又は植栽		<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

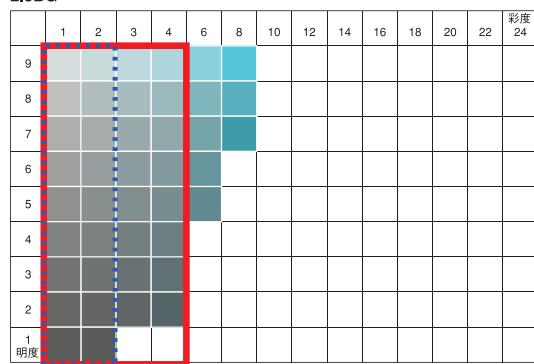
『図 色彩基準』



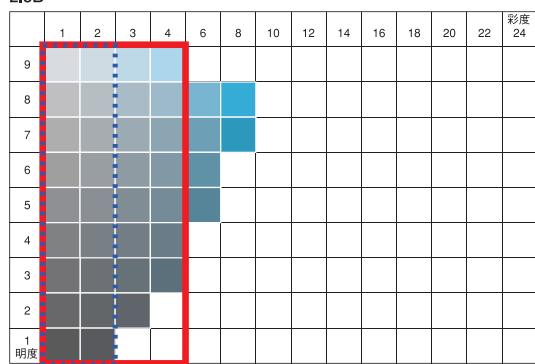
2.5G



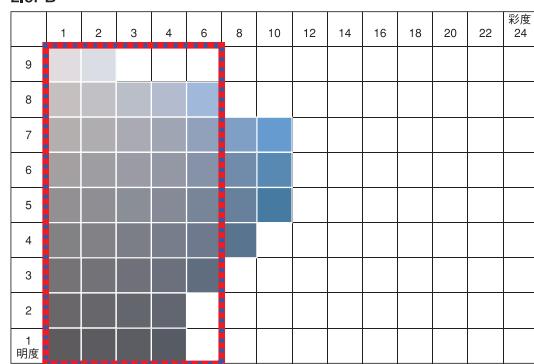
2.5BG



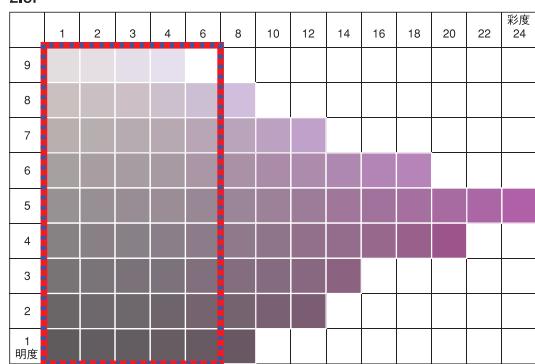
2.5B



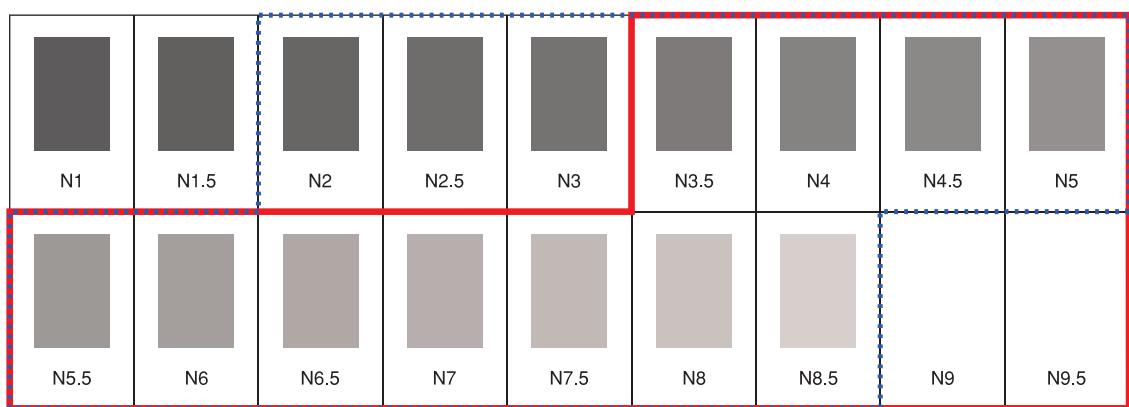
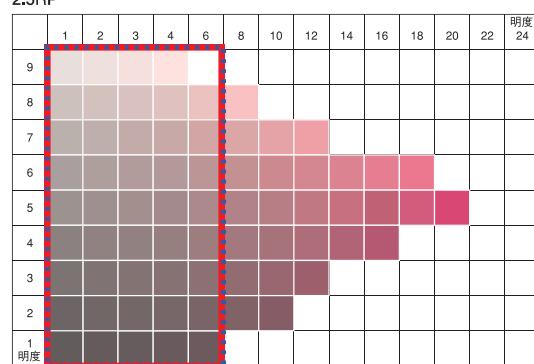
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

六合地区

六合地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

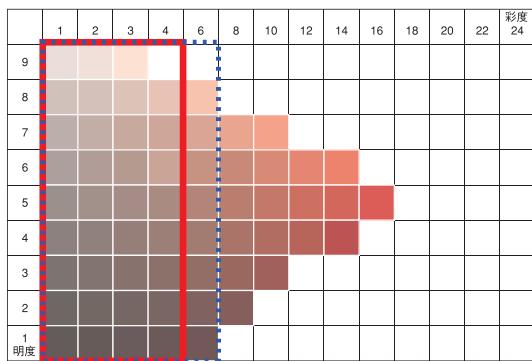
事 項	基 準	
ふるさとに会える町なかのじょうの景観特性	<p>◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。</p> <p>◇背後地の自然景観と農地との調和に配慮する。</p>	
位 置	<p>◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。</p> <p>◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。</p> <p>◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。</p>	
規 模	<p>◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。</p> <p>◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。</p>	
対 象	事 項	基 準
建築物 意匠形態	意匠全般	<p>◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。</p> <p>◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。</p> <p>◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。</p>
	屋 根	<p>◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。</p> <p>◇建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。</p>
	壁面設備	<p>◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。</p>
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<p>◇外観に配慮する。</p>
	建 具	<p>◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</p>
	付帯施設	<p>◇まちなみ形成に留意したデザインとする。</p>

対象	事項	基準
建築物	色 彩	<p>屋根</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 5YR～5G(5Gは含まない)：彩度2以下 5G～5YR(5YRは含まない)：彩度6以下 N2～N8.5(無彩色)：明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～7.5Y(7.5Yは含まない)：彩度6以下 7.5Y～10R(10Rは含まない)：彩度4以下 N3.5以上(無彩色)：明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<p>◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。</p>
	色 彩	<p>◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y：明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
	緑化	◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における 物品の集積又 は貯蔵	集積、貯蔵の 方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の 変更を伴う鉱 物の掘採又は 土石等の採取	遮蔽及び事後 の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>
土地の区画 形質の変更	土地の形状及 び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>

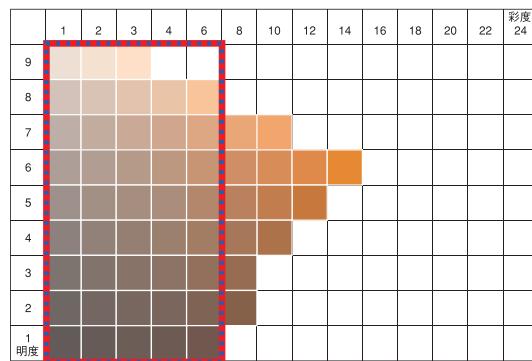
事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

« 図 色彩基準 »

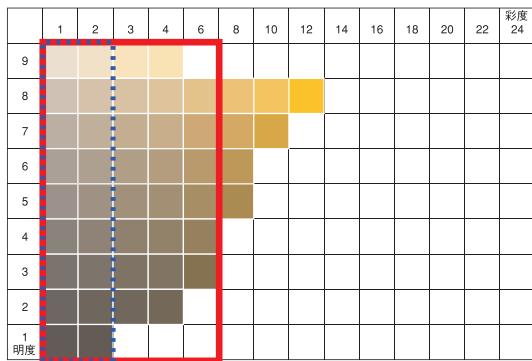
2.5R



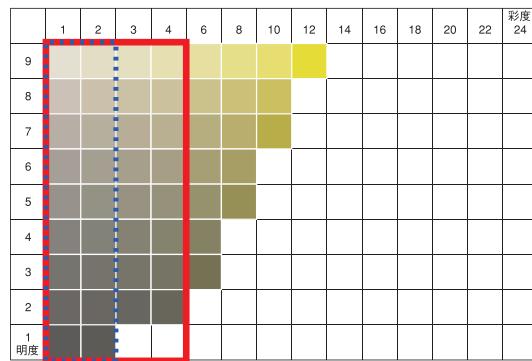
2.5YR



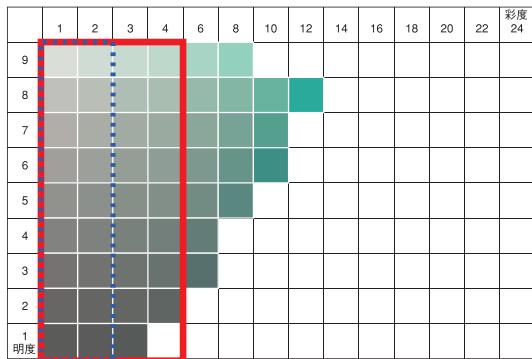
2.5Y



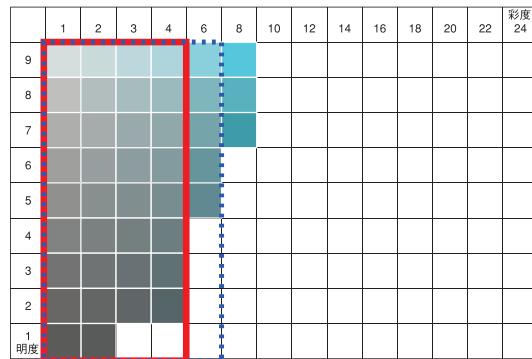
2.5GY



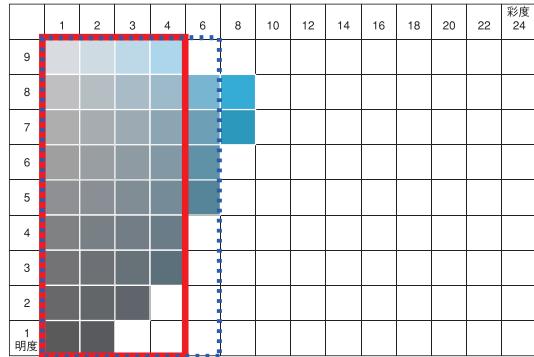
2.5G



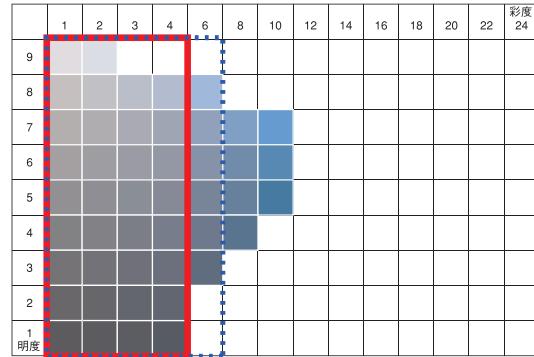
2.5BG



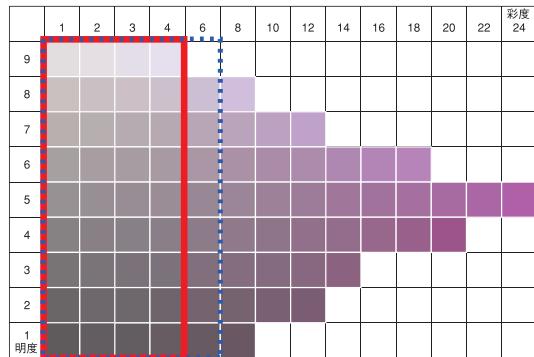
2.5B



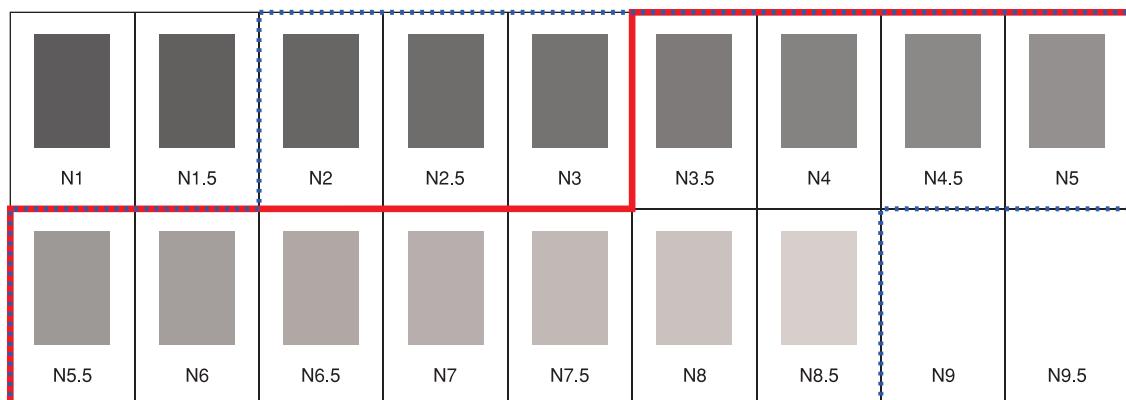
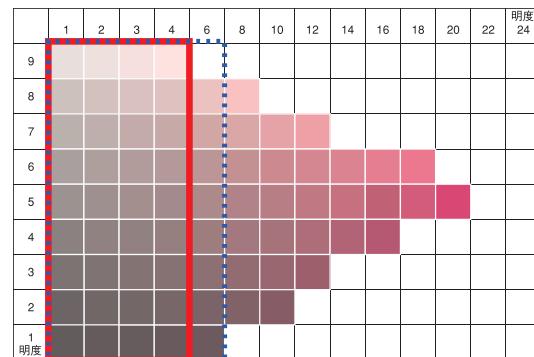
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

赤岩地区

赤岩地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

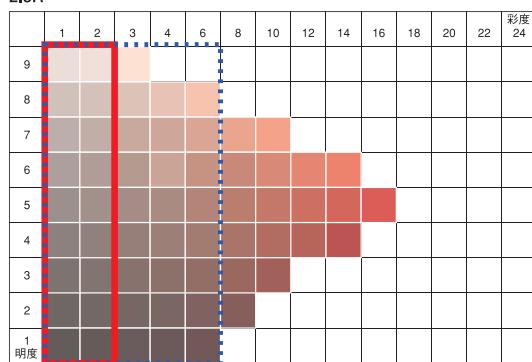
事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇重要伝統的建造物群保存地区である赤岩地区が位置する集落地であり、養蚕業の歴史を後世に伝えるために、歴史ある民家の風景を残していく。 ◇背後地の自然景観と農地との調和に配慮する。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇重要伝統的建造物群保存地区への眺望に配慮する。 ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 ◇建築物や工作物の高さは、15mを越えないように配慮する。ただし、既存の建築物等の改築、修繕はこの限りではない。 	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> ◇外観に配慮する。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

対象	事項	基準
建築物	色彩	<p>屋根</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 5R～5YR(5YRは含まない)：彩度8以下 5YR～10GY(10GYは含まない)：彩度3以下 10GY～5R(5Rは含まない)：彩度6以下 N2～N8.5(無彩色)：明度2以上8.5以下</p>
		<p>外壁</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～7.5Y(7.5Yは含まない)：彩度6以下 7.5Y～10R(10Rは含まない)：彩度2以下 N3.5以上(無彩色)：明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<p>◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。</p>
	色彩	<p>◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y：明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
		◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>

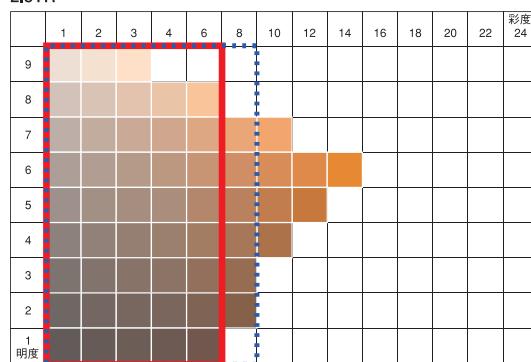
事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

« 図 色彩基準 »

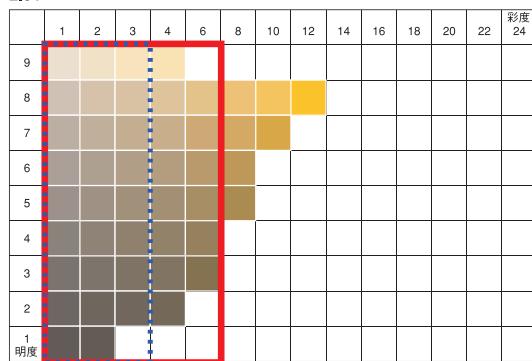
2.5R



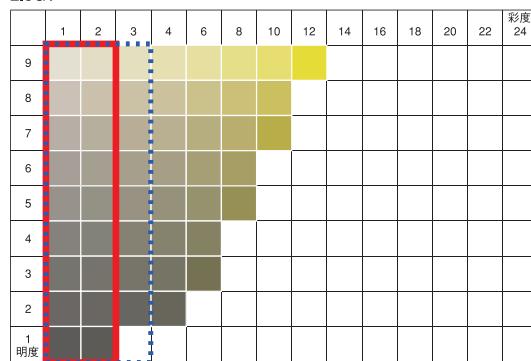
2.5YR



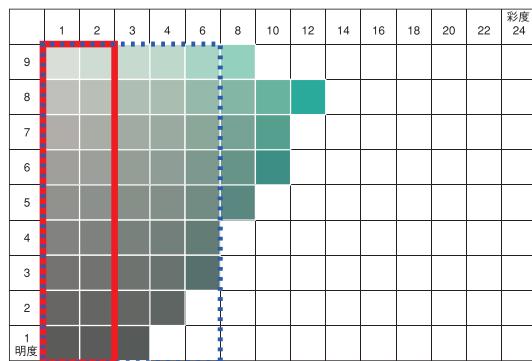
2.5Y



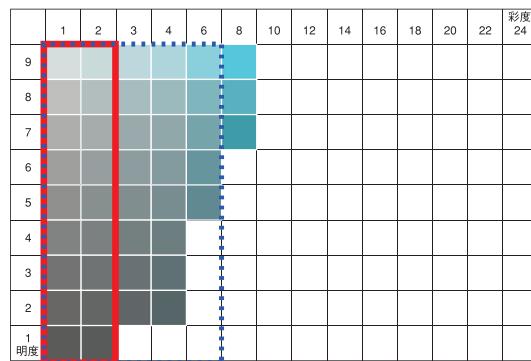
2.5GY



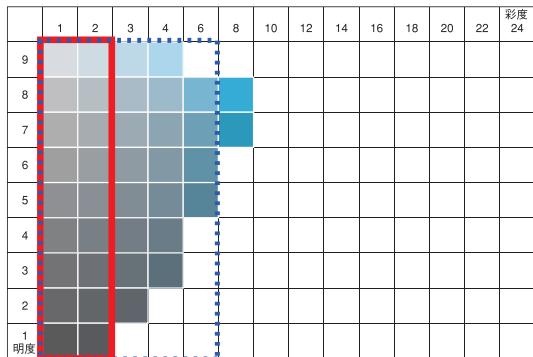
2.5G



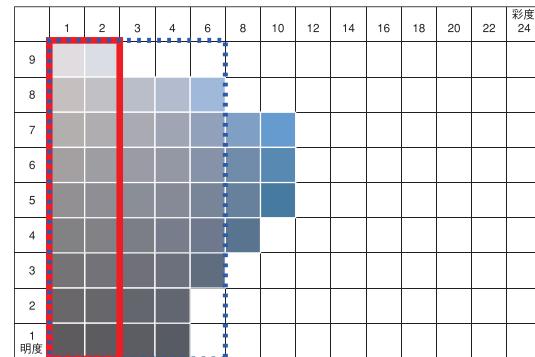
2.5BG



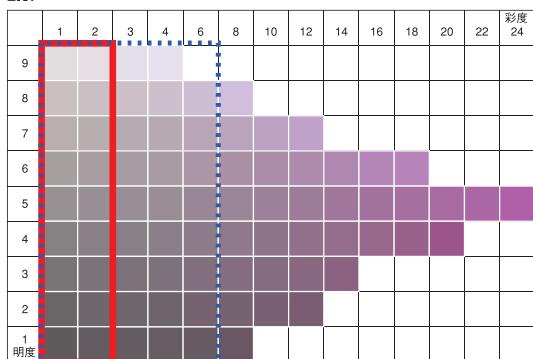
2.5B



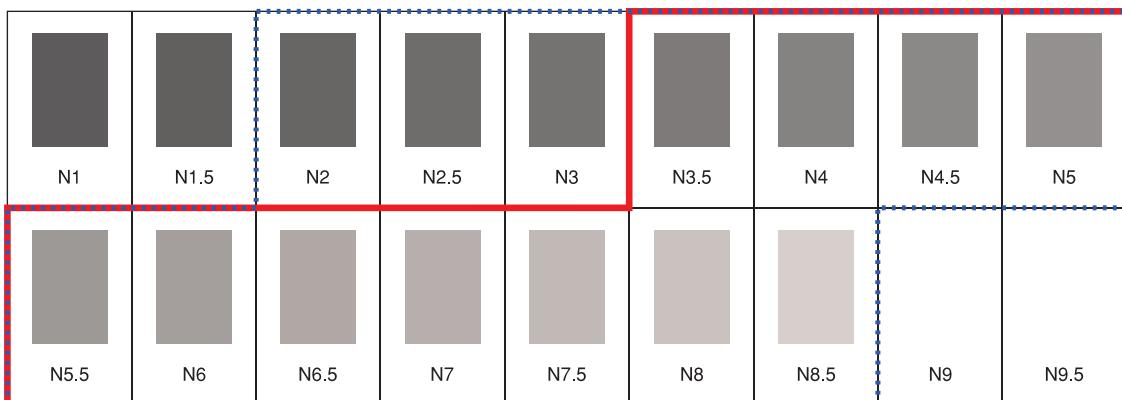
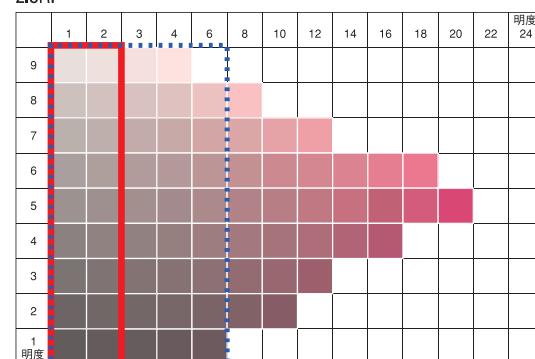
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)

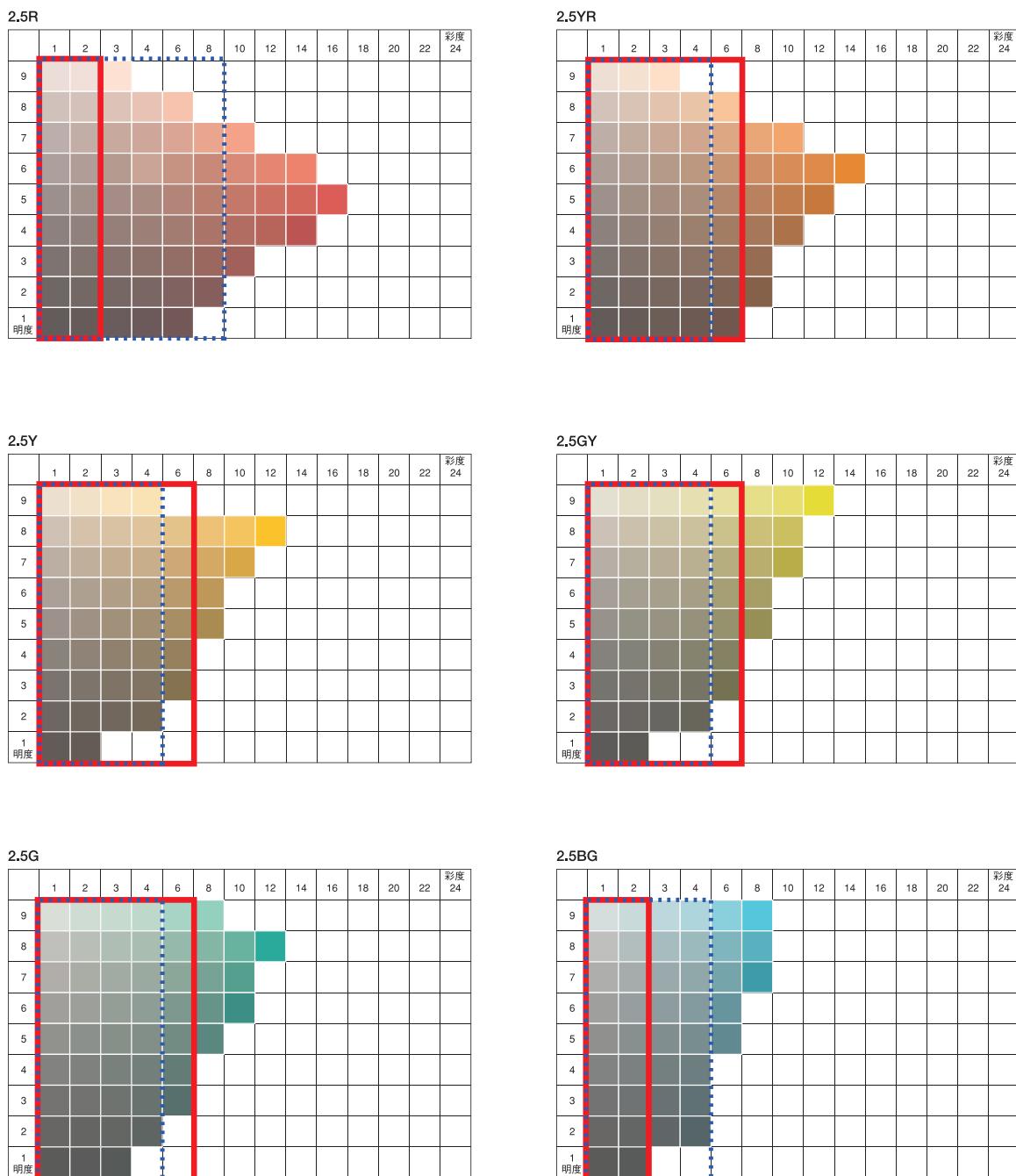
沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

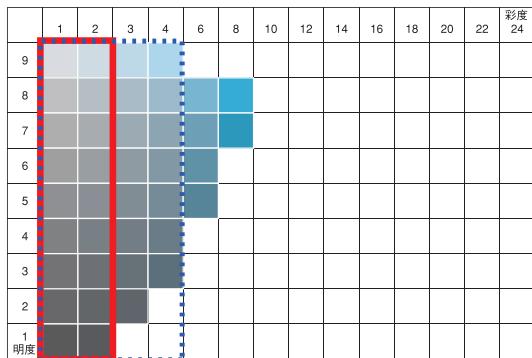
対象	事項	基準
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 2.5R ~ 2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度8以下 2.5YR ~ 2.5R(2.5Rは含まない) : 彩度4以下 N2 ~ N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ◇各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし、20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R ~ 2.5BG(2.5BGは含まない) : 彩度6以下 2.5BG ~ 10R(10Rは含まない) : 彩度2以下 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y: 明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。

事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

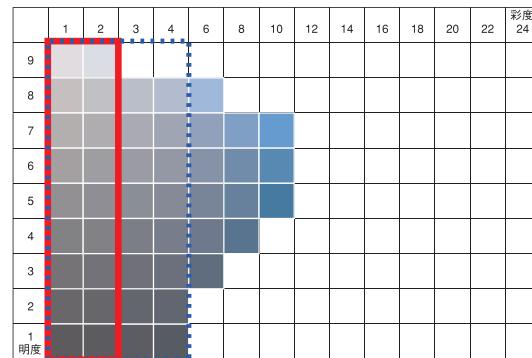
« 図 色彩基準 »



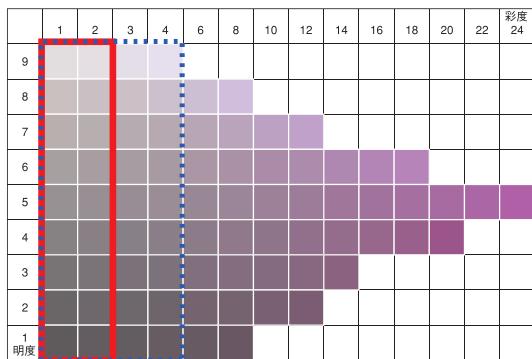
2.5B



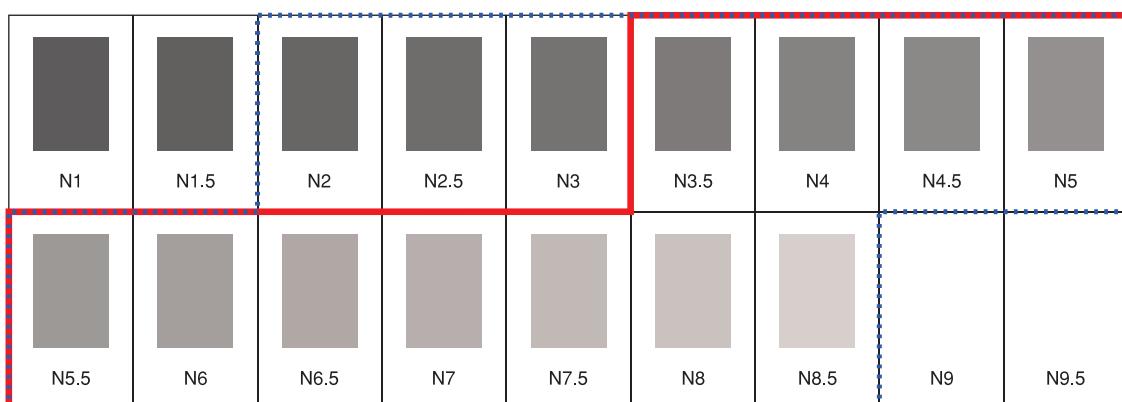
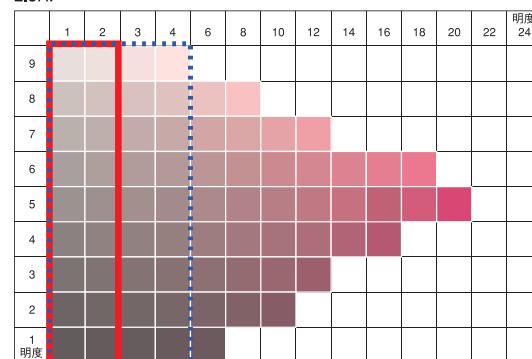
2.5PB



2.5P



2.5RP



※代表的な色相別の制限基準を示している。

6. 景観重要建造物又は 景観重要樹木の指定の方針

6-1 景観重要建造物の指定の方針

指定の方針計画

景観重要建造物は、国宝や重要文化財等の文化財保護法に基づいて指定された建造物には適用されないが(景観法第19条第3項)、歴史的または芸術的価値の高さを問うだけではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものである。このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良好な景観形成の模範となる建造物や町民に親しまれ、愛されている建造物も指定の対象とする。

指定基準

道路や公園等の公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する外観を有した建造物を、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物に指定する。

- ①地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ②優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観形成に寄与するもの
- ③地域の良好な景観形成の模範となる建造物
- ④町民に親しまれ、愛されている建造物

景観重要建造物の候補

上記に示す方針や基準を満たす以下の建造物を景観重要建造物の候補とする。

旧吾妻第三小学校校舎	積善館本館
旧大岩学校	旧五反田学校
大国魂神社	薬師堂のお籠堂
神保家住宅(ヤマセ)	白井屋
町田家住宅(カクイチ)	

※六合地区に分布する養蚕農家について、所有者等の同意が得られる場合には、個別に景観重要建造物に指定することで、養蚕の歴史を継承していく。

6-2 景観重要樹木の指定の方針

指 定 の 方 針

景観重要樹木は、特別史跡名勝天然記念物等の文化財保護法に基づいて指定された樹木には適用されないが（景観法第28条第3項）、歴史的または学術的な価値の高さを問うだけではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものである。このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木も指定の対象とする。

指 定 基 準

道路や公園等の公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木に指定する。

- ①樹高や樹形が地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ②昔からの伝承等があり、地域の歴史的、文化的な遺産としての価値があるもの
- ③町民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの

景観重要樹木の候補

上記に示す方針や基準を満たす以下の樹木を景観重要樹木の候補とする。

中之条のサイカチ(市城)	親都神社の大ケヤキ
大岩の三叉スギ	大久保のナツグミ
駒岩のヒイラギ	中之条高校のラクウショウ
伊賀野のモミ	町田家のシイ(ちぎりいち)
林昌寺のシダレザクラ	お神明さんのサクラ
大道のシャクナゲ	疊石のモミ
岩本の糸ヒバ	沢渡のカシ
清見寺の境内木	宇妻の糸ヒバ
伊勢宮の境内木	稻裏神社の境内木
世立のしだれ栗	親都神社の境内木
しだれ桜	妙全杉

7. 良好な景観形成に必要な事項

7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針

基　本　事　項

道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観の軸や拠点となっており、中之条町の良好な景観形成を牽引する役割を有している。従って、公共施設の整備にあたっては、中之条町の景観形成の目標や基本方針を尊重するとともに、良好な景観形成のモデルとなるように先導的役割を担う。

整備に関する方針

景観重要公共施設の整備にあたっては、中之条町及び各地域の景観特性、景観形成の方向性を踏まえるとともに、地域住民の意向を配慮しつつ、以下に示す方針を基本として実施するものとする。

道　路

中之条停車場線、日本ロマンチック街道、景観形成重点区域内の道路(=景観形成道路)を景観重要な公共施設として位置づける。

中之条停車場線

- ◇シンボル道路として相応しい道路空間を形成する。
- ◇道路内の施設は統一感のあるものとする。
- ◇街路樹や植栽帯等は街並みと一体感のあるものとする。
- ◇電線類の地中化を推進する。

日本ロマンチック街道

- ◇広域幹線道路として眺望を意識した道路空間を形成する。
- ◇道路内の施設は統一感のあるものとする。
- ◇植栽の可能な区間は緑化を推進する。

景観形成道路(※17頁～23頁参照)

①四万温泉地区内

- ◇国立公園の眺望や湯治場の風景を意識した道路空間を形成する。
- ◇道路内の施設は統一感のあるものとする。
- ◇電線類の地中化を推進する。

②伊参地区及び六合地区内

- ◇農山村の眺望を意識した道路空間を形成する。
- ◇道路内の施設は統一感のあるものとする。
- ◇植栽の可能な区間は緑化を推進する。

③富沢家住宅周辺地区及び赤岩地区内

- ◇歩行者に配慮した安全に歩くことのできる道路空間を形成する。
- ◇道路内の施設は統一感のあるものとする。
- ◇電線類の地中化を推進する。

④王子原地区内

- ◇中心市街地のモデル地区として界隈性に配慮した道路空間を形成する。
- ◇道路内の施設は統一感のあるものとする。
- ◇街路樹や植栽帯等は街並みとして一体感のある道路景観を形成する。

河 川

吾妻川、四万川、白砂川を景観重要公共施設(=景観形成河川)として位置づける。

吾妻川、四万川、白砂川

- ◇水辺や広々とした草地等を活用し、貴重な自然景観の保全を図る。
- ◇護岸には自然素材やこれを模したものを用いるなど、自然環境に配慮した景観を形成する。
- ◇緑道の整備等による歩行者空間の確保を行う。
- ◇周辺の道路等の公共施設と調和した一体的な景観形成に努め、周辺の景観の向上を図る。